

平成21年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成21年12月16日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時20分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	2番	出合 孝司 君
	3番	国忠 崇史 君	4番	井上 久嗣 君
	5番	丹 正 臣 君	6番	粥川 章 君
	7番	小池 浩美 君	8番	柿崎 由美子 君
	9番	中村 稔 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	伊藤 隆雄 君
	19番	菅原 清一郎 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

14番 山田 道行 君

出席説明員

市長	牧野 勇司 君	副市長	相山 佳則 君
副市長	城守 正廣 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木 久典 君
市民部長	有馬 芳孝 君	保健福祉部長	織田 勝 君
経済部長	伊藤 暁 君	建設水道部長	土岐 浩二 君
朝日総合支所長	川越 一男 君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会 部長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員会会長 安川登志男君

農業委員会 局長 山本良文君

監査委員 局長 谷口春三君

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田功君

議会事務局 査査主任 東川晃宏君

議会事務局 主任 岡村慎哉君

議会事務局 局長 小ヶ島清一君

議会事務局 主任 御代田知香君

(午前10時00分開議)

副議長(池田 亨君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(池田 亨君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。14番 山田道行議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(池田 亨君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

19番 菅原清一郎議員。

19番(菅原清一郎君)(登壇) 平成21年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、平成23年7月に始まる地上デジタル放送に伴っての数々の問題点が考えられることから、その対策についての質問であります。

士別地区市街地の電波障害も調べたところでは、市立病院、総合体育館、北部団地、文化センター、南西団地などに障害があるようではありますが、市当局では、難視聴地域や電波の強弱調査などはどの部局がどんな方法で調査されているのでしょうか。

抜本的に地デジ電波が届かない公共物や学校、そして一般住宅の影響度の点検・調査・把握は終わっているのでしょうか。朝日地区、上士別地区、武徳や多寄地区、温根別地区の状況はどうなっているのでしょうか。地デジ対応のテレビを購入しても映らなかつたり電波が弱くて鮮明になっていなかったり、あるいはアナログ対応のデジタルチューナー設置などの対策はどうするのでしょうか。いろいろな問題があると思いますが、整理して質問いたします。

まず最初に、朝日地区の現状と問題点と難視聴対策についてであります。

アナログ放送の朝日地区の今日的な状況は、三望台ジャンプ台付近にサテライトアンテナが立っており、市街地から登和里地区と岩尾内ダム直下までは網羅されております。その他の北線地区7戸、登和里川北道路方面3戸、登和里沢地区2戸が聴視組合を設立して、旧朝日町からの施設整備後の運営をしながら今日を迎えております。いわゆる有線ケーブルによっての共聴組合が昭和57年から58年に設立されたのであります。そのケーブルの総延長は33キロにも及んでいるのです。

それぞれが地デジテレビを設置したところ、市街地においても難視聴の住宅や施設が判明してきました。上士別デジタルエリアの電測結果によりますと、上士別大英地区と朝日奥士別橋

付近の2カ所で視聴が不可であり、南朝日入り口付近では思ったより受信レベルが高いとの測定結果が出ており、三望台付近では、やはり受信機器の交換やアンテナ取り付け位置や方向、高さ等の調整等の受信対策が必要となってくるようであります。また、美土里ハイツと大巴橋の手前などは、ブースターなしでは難しい状況であります。

以上のようなエリア電測結果を踏まえて、デジタル化に伴っての影響はいろいろなところに発生してきていることで、今後の対策をどうしていくかということが急務であります。旧朝日町時代の聴視組合地区においては、アンテナからの受信は困難であり、従前のような有線ケーブル方式しかない状況下であります。そのような対策はいつの時点で、幾らの予算で実施されるのでしょうか。そして、有利な起債や国からの補助金等はあるのでしょうか。

電波の状況は、和寒局から上土別中継局や名寄局の電波が土別地区をエリアとしているようではありますが、さきに述べた朝日町の北線地区、南朝日地区、登和里地区や市街地の一部地域や上土別大英地区や中土別にも一部難視聴地区があるように受信調査結果が出ております。本市街地の難視聴対策については、本年第2回定例会で小池議員からの質問で建物共聴施設を利用するための受益負担については、国は共聴施設の改修費用のうち、一般世帯と同様にアンテナ設置の費用負担相当額を受益者の負担（3万5,000円）とする指針を出しており、本市の対応は、今後、民間企業等の対応との整合性を図りながら検討するとありました。

そこで、これらの難視聴対策としての工事費やアナログ対応テレビのチューナーやアンテナ方向がえやアンテナ取りかえ、またはブースターなどのデジタル化に伴っての各種器具や部品等の取りかえなどの助成制度はどんな形で、そして低所得者の皆さんへの対策は考えているのでしょうか、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次の質問は、朝日地区の住宅対策についてであります。

現在、朝日町地区では、公営住宅以外に民間のアパートや賃貸住宅は皆無であります。今年度から供用開始した朝日美土里ハイツの20床増床に伴っての職員増員があったのでありますが、そのほとんどが本市からの通勤形態で採用と聞いております。以前からの問題点でもありましたが、町の政策で、住宅は公営住宅に頼ってきたことから、民間賃貸アパートなどは私が知っている限りでは1戸の建設もされていない地域でありました。現在、町内の総戸数約800戸のうち30%の248戸が公営住宅であります。

そこで、今後も民間アパート等の建設が見込まれない状況の中、公営住宅の有効利用ができないかという質問であります。

朝日地区の市営住宅248戸のうち単身者用住宅の特公賃住宅については、戸数32戸が100%の入居であります。10カ所の団地がある中、入居者が70%に満たない団地は、三望台団地が60戸のところ38戸の入居で、その入居率は63%で空き家の戸数が22戸と非常に悪い入居状態にあります。この建物は、ジャンプ場近くの団地であり、建築年次が一番古く、昭和52年から昭和56年に建築された外壁がセラミックブロック平家づくりの1棟4戸の建物であります。水洗化は合併直前に朝日町公営住宅マスタープランによって、内部の一部改修とあわせて実施済みの

住宅であります。

公営住宅の入居条件がマッチせずに、朝日町内に移転したくても入居できないことが多い現行の公営住宅法を何とかしていただきたいのであります。例えば、入居条件の一つには同居する親族がいて住宅に困窮している人で、その所得基準が一般世帯で政令月収が15万8,000円以下、または裁量世帯では政令月収が21万4,000円以下となっております。この裁量世帯が現行の公営住宅法の中で入居を難しくしている大きな要件でありまして、例えば、夫婦共稼ぎ世帯でありましたら合算所得が対象になることから、なかなか入所ができない状態となっているのが実情であります。

そこで、住宅事情の解消には、法に基づく公営住宅から普通財産へ所管がえを行い、市独自の入居条件が設定できる住宅としての活用はできないものでしょうか。または、入居条件の特例化などの政策的配慮はできないものでしょうか。そして、もう1案は、地域住民の持ち家にする方法も考えられますが、いかがでしょうか。

本年実施の北海道企業局からの住宅についても、募集戸数に対する応募はオーバーしている状況にあります。三望台団地は、築後30年以上も経過しているので、国庫補助の返済年限もまだあると思われることや先ほども話したとおり合併前のマスタープランによる改修があったことから、市が買い取る場合などは補助金の返還などいろいろな問題点も発生すると思われませんが、朝日町地域の住宅事情を考えると、三望台団地の今後の利用方法が一番であると感じております。朝日町地域の均衡ある発展のためには、働く場があっても住宅がないというハンディキャップを解消してほしいと思いますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問であります。水道対策についてであります。

1つ目には、地下水利用者数と今後の上水利用対策をどうしていくかということであります。

市内の水道利用の実績は、給水利用戸数が土別・温根別地区が全体の83%の7,553戸、多寄地区が8%の729戸、朝日地区が9%の780戸で総世帯数は9,062戸となっておりまして、水道利用世帯の91.7%となっております。地下水や井戸水利用者は765戸であり、市内温根別地区で10.5%の81戸、上土別地区が一番多くて33.5%の256戸、朝日地区が9.7%の74戸であります。特に、川西が37戸、武徳が58戸、下土別が88戸、中土別が100戸、多寄が71戸と、地下水の利用者は市内一円に分布しているのであります。

ほかに、市内や多寄地区にはない水道利用組合なるものが上土別町の成美地区水道利用組合に10戸や朝日地区に南朝日、北線、林内、壬子、右の沢、茂志利の6カ所の水道利用組合が設置されていまして、51戸の世帯が飲料水として利用され、市全体総数は9,888戸となっております。

給水地域内での地下水等の利用者への市水道の給水がされない理由はどこにあるのでしょうか。単に水道料金がかかるからだけなのでしょう。また、地下水利用者は水質検査など実施しているのでしょうか。飲料水として適している等の確認や検査等を市当局はしているのでは

ようか。地下水や沢水等の利用者の健康維持や病原菌対策の意味からも、本市当局の水対策は最低限の務めであるのでありますから、当然そんなかわりはしていると思いますが、現在まではそれぞれどんな対策が講じられてきたのでしょうか。

市内の上水道は、安定的に資本的支出も年次的に実施され、安全・安心でできる設備投資と管理運営がされての水供給によって上水道会計は、将来的には設備投資の国への償還期間が訪れるまで値上げもしないでの健全経営がされると言うておりますことから、問題はあるにせよ、現行での心配は少ない状況にあります。しかしながら、一方では、地下水や沢水等の利用者においては生活飲料水の確保や酪農業や一部農業経営者には、水の確保にはそれぞれが御苦労なさっていると聞いております。

本市では、今日まで、どのような相談や陳情要請に対してお応えになってきたのでしょうか。水の確保は、水道の区域外には一切の管路の延長等の増設はされなかったのでしょうか。私の聞くところでは、本市では水は原則的には自己の責任において確保すべきと聞いておりますが、いかがでしょうか。

上水の利用対策には、このようなことで判断されています。

1つには、水道を利用する場合は、水道事業が布設した配水管から個人負担により給水工事を行っている。もう1点は、簡易水道地区の配水管未布設地区からの新設要望については、財政部局との協議の上、可否の判断をしていると基準を決めているようであります。このような内部基準なるもので対応しているのですから、新規の水道利用者には、特に管路の設置がされていない地域には、住むことさえも難しい本市の状況にあると私は判断しております。

また、さきに申し上げました水道利用組合、問題点も取り上げておきたいと思います。

上士別成美地区の組合は、旧士別市の中では初めての取り組みでした。昭和50年の大雨によって災害が発生し、金川改修が土木現業所によって災害復旧工事がされた際に、地域の地下水が枯渇いたし、その対策として、北海道と士別市が補償工事の名目で共同飲料水供給施設の整備をしたのが組合発足につながり今日まで、平成元年、平成7年にも施設の老朽化や取水施設の泥流の流入や配水管の取りかえが行われ、そして平成18年11月には、地下水の枯渇現象があらわれ、別の場所へのボーリングによって水の確保がされ越冬したそうであります。そんな水確保のための事業に対して市の補助は80%で、地域住民の生きるための飲料水の確保対策を講じているのであり、現在は受益者戸数6戸と消防番屋と公民館分室などが利用しています。更に、朝日町地区の利用組合は、現在、6利用組合で51戸が沢水を取水槽で受け入れ、ろ過槽を設置し、配水槽からの貴重な命の水の恩恵を受けているのであります。

朝日地区の利用組合は、歴史的に古く、市街地以外は昭和40年代半ばには各地で設立され、それぞれの地域で、3戸以上の戸数で組合を設置して役場に申請し、取水施設からの配水管の本管までは全額の助成で設置され、維持や小規模の補修については、組合員が水道料なるものをそれぞれが決めて徴収して管理運営をしてきたのであります。現在の組合は、昭和54年から56年に設立され、今日まで順調に運営されております。

この組合組織や今後の運営に対する補助がされるのかも含めて、さきの合併協議会の話題にすらなっていないのでありますが、この機会に将来の構想についても考え方を聞いておきたいと思います。ただし、一方的な回答や大幅な変更については、朝日地区選出議員として承服できませんし、なぜにこのことが協議会の協議事項となっていなかったのかもお聞かせください。

そして、多寄地区の給水についての問題点もこの機会に取り上げておきたいと思います。多寄地区水源地の問題とその対策についてであります。

水源地の集水面積の大半は民地の山林であります。土地の所有者等の利用に関する契約はどのようにされてきたのでしょうか。今、その水源地が山林の流木の伐採によって取水槽に泥流が流れ込み、ろ過が間に合わない状況にあると聞いております。そもそもはなぜにそのような将来的に流木の伐採が予想されるような場所に取水設備が設置されたのか疑問が生じてならないのであります。

民間の山林での設置がやむを得ない状況下でありましたのなら、契約時においては当然に伐採計画などの土地利用も含めての内容が記されるべきなのに、造材作業によって山林が皆伐状態になっておりますし、重機作業ですから搬入作業によって草木などが荒らされての泥流が生じておるのでございます。市のかかわりはなく、地元利用者との契約になっているのでしょうか。本来であれば、水源地としての安全性や水の安定的確保がされるためには、集水地域を市の所有地に買い取り、更に水源地周辺の立入禁止対策も講じたりするのが当然のことと私は思うのですが、いかがでしょうか。

管路の水不足のときは、自動的に上土別方面との接続で十分に供給はされているそうですが、現在の私有地の造材事業の流木搬出によっての対策はどうするのでしょうか。ただただ指をくわえて見ているだけでしょうか。

事業終了後は荒れた山肌が残り、緑化が復元されるのはいつになるのでしょうか。民地ならば、伐採後の植林などの作業は速やかに実行できるのでしょうか。今後しばらくの間は泥流の流入が見込まれるのですが、多寄地区の住民は何も市当局に要請はないのでしょうか。

山林に流木があったときには買収などはできなかったのですから、ならば伐採後は裸地になるわけですから、市は、この機会に将来の多寄地区住民の水源地確保の意味からも、民地の購入をしでも集水面積をしっかりと市有地として整備して管理する方法もあると思うのですが、いかがでしょうか、御所見をお聞かせください。

土別市の水対策は、上水道や簡易水道、地下水、利用組合、そして、水で悩んでいる地域や住民に対する悩みや支援対策には問題が大きいと思うことから、今後、上水と簡易水道の料金統一はされているものの早急に土別市の住民の命を守る観点からも、その対策というより改革が必要だと思うのですが、御見解と将来展望をお聞かせいただきたいと思います。

以上の質問事項に対して市長の建設的な御答弁を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、朝日地区の住宅対策について答弁申し上げ、地上デジタル化対策については相山副市長から、市内水道対策については城守副市長からそれぞれ答弁申し上げます。

最初に、公営住宅の有効利用に対し何点かのお尋ねがありました。

議員お話しのとおり、朝日地区においては民間アパートなどの賃貸住宅は皆無であり、持ち家以外はすべて公営住宅に依存しているといった地域事情がありますことから、新たに転入を希望する方の住宅確保にとりましては、公営住宅法に基づく入居条件等がその障害の一因となっているものと考えております。

そこで、公営住宅を普通財産に所管がえし、市独自の入居条件による賃貸住宅としての活用あるいは地域住民への払い下げなどの可能性についてでありますけれども、お話しの上望台団地を例に申し上げますと、国庫補助事業で取得した財産の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき一定の制限を受けることとなっております。

本住宅のうち昭和54年度以前に建設した40戸については、処分の制限を受ける期間の耐用年数30年が経過していますが、しかし、平成16年度に本団地全戸の水洗化工事を事業費約3,100万円、補助金1,500万円を導入して実施しています。補助事業の要件として、改修後10年間以上の供用が義務づけられているため、国土交通省住宅局長通知により、その期間を経過していない財産処分については認められないこととなっており、用途廃止をする場合においては国庫補助金の返還措置が必要となるものであります。また、耐用年数が経過した住宅を用途廃止後に民間に貸与あるいは売り払いする場合は、耐力度調査を実施するなど建物の安全性の確認について考慮しなければならないこともあり、現時点での所管がえは困難と考えております。

次に、入居条件の特例化などの政策的配慮についてのお尋ねがございました。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的とした施設であり、入居者資格などの管理等については、公営住宅法の定めに基づき、世帯における政令月収が15万8,000円以下であることと、老人世帯や障害者世帯などを除き原則単身入居はできないといったことなど全国一律の取り扱いとなっております。

現在、国の地方分権改革推進委員会において、公営住宅の入居基準を地方自治体が独自に条例で定めることができるよう勧告が出されているところであり、将来的には改正される可能性はあるものの、現時点においては入居条件の特例化は難しいものと考えております。

このほか、公営住宅の有効利用の方策としましては、みなし特定公共賃貸住宅制度の運用が考えられます。特定公共賃貸住宅、いわゆる特公賃住宅とは中堅所得者を対象とした住宅であり、一般の公営住宅とは異なり、政令月収15万8,000円を超える世帯や単身世帯も入居することが可能となるものであります。

みなし特公賃住宅制度は、公営住宅の有効活用の観点から、住宅が不足する状況にあるなどの特例の事由がある場合には公営住宅本来の目的を阻害しない範囲内において公営住宅の入居者資格を特公賃住宅の入居資格まで拡大できるものであります。更に、将来において、中堅所

得者向けの賃貸住宅が十分に整備されてきたなどの理由により、みなし特公賃住宅として使用する必要がなくなった場合は、再び公営住宅として管理することができるものであります。

現在、朝日地区において32戸の特公賃住宅があり、全戸入居している状況でありますことから、例えば入居率の低い団地については、その一部を一般公営住宅からみなし特公賃住宅に転用することでの活用についても議員お話しのとおり検討しなければならないものと考えています。

したがいまして、現時点における公営住宅の有効利用の方策といたしましては、この制度の運用が最善と考えられますので、長期的に安定した入居者確保の見込みや事業の緊急性などを総合的に判断し、新年度から具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、地上デジタル化対策についてお答えいたします。

最初に、地上デジタル化に伴う本市の状況についてであります。昨年、和寒と名寄中継所が開局したことにより、市街地区と多寄地区で、更に本年11月30日に上土別中継局が開局したことにより、上土別地区と朝日町市街でデジタル放送を視聴することが可能となったところがあります。

ただ、温根別地区につきましては、山影による影響で和寒・名寄中継局からのデジタル放送が受信できず、新たな難視聴区域に指定されたことから、来年度既存のNHK中継局に併用して民放の中継局を整備いたしてまいりますが、山影の影響で温根別中継局からのデジタル放送を受信できない地区がある場合には、中継局が開局してから受信状況を調査し、難視聴対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、朝日地区の現状と問題点、難視聴対策についてであります。

議員お話しのとおり三望台ミニサテライトから送信されたアナログ放送は、朝日町市街から登和里地区まで送信されており、今回開局した上土別中継局からのデジタル放送エリアもアナログ放送と同じエリアに送信されている状況にあります。エリア内の受信点の状況を調査したところ、視聴可能となっておりますが、ジャンプ場周辺においては一部の放送が受信できない事例も報告されておりますが、これはアンテナの向き及びブースターの設置により解決される場合もありますので、それぞれの世帯で対応をお願いすることとなります。また、このことにつきましては合併特例区の広報12月号においてもお知らせしているところであり、不明な点につきましては、本庁及び総合支所のいずれにおいても対応することといたしております。

また、お話にありました上土別大英地区及び中土別地区の一部で受信できない状況についても同様のケースであると考えられるところがあります。市といたしましても、こうした事例については総務省に報告し、対応策について協議してまいりたいと考えておりますし、今後においても広報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、朝日地区における辺地共聴受信組合は3組合あり、共同アンテナとケーブルを利用し、

アナログテレビを見ている状況であります。デジタル放送に移行しても山岳遮へい障害の影響があることから、受信点調査を来年度に実施するとともに、共同受信施設の設備改修を行ってまいりたいと考えております。

また、市の施設による影響により、現在アナログ放送の難視聴対策を講じている施設及び世帯数は、市立病院など6施設で364世帯であり、デジタル放送に移行した場合の難視聴世帯数は130世帯で、これまでと同様に共聴アンテナやケーブルを利用し視聴することになりますが、国が示した受益者の負担につきましては、市内にある民間の共聴施設では負担金を徴収しない予定であり、これと整合性を図り受益者の負担は求めないこととしたものであります。

更に、デジタル化により難視聴を解消された234世帯に対しましては、名寄市や滝川市と同様にアンテナ、ブースターやその工事等を平成22年度から現物給付する予定であり、12月3日及び4日に住民説明会を開催したところであります。

そこで、これら難視聴対策に係る経費についてであります。温根別中継局につきましては、NHKの中継局を併用し、民放の放送を送信するための事業費として約7,000万円を見込み、国の3分の2の補助と過疎債を活用し整備する計画であります。建物共聴施設につきましては、共聴アンテナやケーブルなどの費用と難視聴を解消した世帯に対する現物給付の経費、合計として約4,500万円で、これら市の施設による影響で対策を講じた場合は、国の補助制度を利用することができないため一般財源で実施することになります。また、三栄地区テレビ放送共同受信施設など辺地共聴施設につきましては、改修費の合計として約1億5,000万円で、そのうちケーブルなどの補助対象外を除き、国の2分の1の補助と過疎債で整備を図るもので、この補助事業を活用するに当たり、受信者1世帯当たり概算で約3万5,000円の一部負担金が生じてまいります。

次に、難視聴対策の助成制度についてであります。国は、デジタル放送を視聴するため受信機器の購入及びアンテナ取りかえやブースター等の設置に係る経費については受信者の自己負担が原則であると示しておりますが、経済的な理由により自己負担でデジタル化対応が困難となっている生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯などでNHK受信料が全額免除となっている世帯に対しては、今年の10月から簡易チューナーの無償給付やアンテナ改修など受信機器購入等に係る支援を行っているところであります。

地上デジタル放送の完全移行まで残り1年半という状況の中、難視聴世帯をつくらないことは重要な課題であり、地上デジタル放送の仕組みなどの周知のほか市内の受信状況の把握に努めるとともに、国や放送事業者との連携を密にしながら対応いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、市内水道対策についてのお答えを申し上げます。

最初に、地下水利用者数と今後の上水利用対策についてであります。議員のお話のとおり、市内の水道利用につきましては、水道利用世帯のほか地下水や井戸水あるいは地区水道利用組

合による飲用水の利用実態にあると認識しているところでございます。

そこで、給水区域内での地下水利用者への市水道の給水がされない理由についてであります。未普及地域を解消するために給水区域を拡張するような大きな事業を行う場合には、区域内の住民に対して説明会を開催し、給水要望等を聞き取る中で事業を実施しております。

しかしながら、拡張区域内に住む住民のすべてが水道を要望していないのも事実でありまして、その要望しない大きな要因としましては、現在使用している地下水等の水質や水量に問題がないことや、水道を使用するに当たり給水装置工事が必要となり、その標準的費用が40万円近くかかることが大きな負担となっていること、更には、議員お話しのとおり、毎月の水道料金の負担についても影響しているものと考えております。

次に、地下水利用者の水質検査の実施及び飲用水として適しているかなどの確認についてのお尋ねであります。地下水利用者の水質検査実施については、利用者及び設置者みずからが名寄保健所に濁度、色度、臭気、一般細菌、大腸菌等の検査依頼をしており、その依頼件数及び水質検査の不適合件数について保健所に確認したところ、平成18年度、33件検査のうち6件、19年度、31件のうち6件、20年度、25件のうち1件が飲用水としての水質基準不適合の検査結果であり、これら不適合検査項目について、保健所が利用者及び設置者に対し配管更新や煮沸等の戸別指導を行っていると同っております。

また、北海道においては、水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水の汚濁の状況を監視するため地下水の水質検査を市内数カ所で行っている状況であり、これら検査につきましては、飲用の適否を判断するのではなく地下水の環境基準値をあらゆる測定となっており、平成20年度の検査結果では環境基準値範囲内の結果となっております。

次に、水道料に係る相談や陳情要請等への対応についてであります。要望があった場合の取り扱い、補助事業採択の有無や技術的検討、事業費の規模などから最終的には水道会計に及ぼす費用対収益ということで判断し、水道事業として実施するかどうかを決めております。

次に、水道区域外の管路延長等についてであります。このような場合につきましては、実施前に厚生労働大臣への給水区域拡張の認可手続が必要であり、許可を受けた後に配水管を新設することが可能となります。本市におきましては、温根別町北線地区、西士別町東の沢、川西町及び上士別町16線川南、下士別町44線西1号などに管路延長してきたところであります。

次に、水は原則的に自己の責任において確保すべきかについてであります。これは議員のお話のとおり、現在は水道事業が布設した配水管から個人負担により給水装置工事を行ってもらうこととなっております。しかしながら、公道のすべてに配水管が布設されているわけではなく、土別上水道区域内の道路延長255キロメートルに対し配水管延長は147キロメートルで、道路延長に対する配水管整備率は58%となっており、また、土別簡易水道地区は33%、朝日簡易水道地区は48%と、平均的に見ても道路延長に対し約半分程度しか配水管が布設されていない状況であります。このことは配水管から各地までの距離が遠く当然費用も多くかかるということで、現在地下水を利用している765戸の要望に応えるには相当な費用がかかりますので、

現在のところ、市での対応については困難であると考えているところでございます。

次に、多寄地区の水源地の問題とその対策についてであります。

最初に、多寄日向浄水場の水源地流域の土地所有者の変遷につきましては、簡易水道を創設した昭和36年当時は北海道炭砒汽船株式会社が所有しており、これが昭和48年8月に三井観光株式会社に所有権が移転され、更に平成18年10月には水源地の集水面積231ヘクタールを含む510ヘクタールについて地元木材関係者が買い求め、現在に至っております。

御質問のありました取水施設の利用に関する契約についてであります。現在の取水施設は、士別市が所管する天塩川支流日向川の河川敷地に建設されていることから、河川管理者である士別市から給水使用及び土地工作物の新築に係る許可を受けております。そのほか特に水源地流域の土地所有者との取水施設の利用に関して契約はしておりませんが、日向川におきましては、従来から夏場に水源水量が減少するなど渇水による給水停止の心配があり、更には、水源上流域の民有林での伐採が廃止された場合においては一層の渇水が懸念されましたので、平成10年に当時の所有者である三井観光株式会社に出向き、水源水の渇水などの状況を訴える中で、所有する山林の伐採を行う場合には水道施設に影響が出ないように要請し、これについて三井観光株式会社から、伐採する際には日向川の取水に影響のないよう注意すると理解を得てきたところであります。

次に、水源地とその安全性や水の安全確保のための民有林の買い取りについてであります。平成18年1月に、この山林が競売に出されたことを知り、旭川地方裁判所名寄支部に出向き、競売の物件情報を確認しました。売却基準価格は2,995万3,000円であり、士別においてこれを購入できないか検討してまいりましたが、市単独での対応は困難なことから購入を断念したところであります。

最終的には、平成18年10月に現在の所有者に売却許可を決定されたことから、その所有者とお会いし、水道施設に影響の出ないような施業協力をお願いしたところであり、その中で、所有者から市有林と交換してもよいとお話があったことから、これについての協議もいたしましたが、それぞれの山林を評価するには時間と費用がかかるため、これについても断念せざるを得ない状況でありました。

現在も伐採は進んでおり、工事などは日向川の原水が高濁度となりますが、浄水処理が困難となる前に取水を停止し、上士別内大部浄水場からの送水を受けて多寄町に給水をしており、多寄町民に御迷惑をおかけしないように努めているところであります。

市としましては、従前からの日向浄水場の取水に係る問題として、伐採により加速される渇水問題や降雨時における濁水対策、色度対策などについて費用の検討を行いました。最終的に渇水対策についてはどのような対策も打てないことや色度除去装置工事に1億5,000万円の設備投資が必要であり、更にこの装置の年間の維持管理費が400万円程度必要になることから、最終的には水量に余裕のある士別上水道と連結管で統合することと決定したところであります。この事業につきましては、国庫補助の採択を受け、平成22年度から平成23年度の2カ年事業を

計画しており、これが完成いたしますと多寄地区の水道水は土別上水道から全量受水することが可能となります。

次に、現在の民有地の造林事業の流木搬出によつての対策等についてお答えいたします。

森林の伐採に当たりますは、森林所有者は森林法に基づき、あらかじめ伐採方法や伐採後の造林方法や期間を示した伐採及び伐採後の造林届出書を所在市町村に提出し、記載内容が市町村森林整備計画に適合する場合は適合通知書により通知し、適合しない場合は計画の変更を命ずることができることとされております。

そこで、当該地区につきましては、この届出書の提出があり、土別市森林整備計画書に定めた伐採可能な林齢に達し、植栽方法も適切でありましたことから、伐採時の注意事項を指示しながら適合通知をしているところであります。

また、この植栽時期につきましては、この整備計画の中で、荒廃防止のため人口造林につきましては伐採後2年以内に植林し、天然林につきましては、5年経過しても更新が不十分の場合は補植等をするなど更新すべき期間として定められております。現在は、届出書どおりに植林が行われ、まだこの更新すべき期間内の箇所のは未施業となっておりますが、計画どおりに実施されるものと把握しているところであります。また、地域の方々から、伐採や植林など林業の施業に関して特に要請はありませんが、森林資源の効率的活用のため計画に基づく林地化に向けて適切に指導してまいりたいと考えております。

議員から、市民の命を守る観点からの対策についての御提案がございました。水道の目的は、水道を計画的に整備し、正常にして、豊富・低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としておりますが、これと相反するかのよう水道の責務として、水道事業を経営するに当たっては採算・不採算や市民の平等な負担を含め、その適正かつ能率的な運営に努めなければならないことと考えております。

現在の水道技術においては、どんな地形や場所でも費用をかければ給水することは可能と考えておりますが、そのすべてについて水道を整備することとなれば相当な費用が見込まれますことから、このような要望に対して水道を整備するのがよいのか、あるいは井戸等に対して個別に整備するのがよいのか、更には市民の平等な負担や飲用水に関するさまざまな問題に対して全庁横断的な情報共有化を図る中で行政としてのどのような支援が最良であるのか、今後、十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、朝日地区の水道利用組合の今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

朝日における地区水道利用組合は、現在、北線、南朝日、林内、壬子、右の沢、茂志利の6組合が組織され、施設の維持管理を行っているところであります。いずれも施設設置前には各地区とも飲用水は浅井戸による地下水を利用しておりましたが、米の生産調整に基づく畑作転換により地下水位が下がり水量が不足し、渇水期には井戸水が枯渇し給水援助を受けることもあり、水質も金気が多いなど日常生活に支障を来している状況であったことから、国・道の補助制度を活用するほか旧朝日町の単独補助により施設を整備してきたところであります。施設

設置後の維持管理につきましては、各利用組合の管理規定に基づき行われているところですが、取水施設、ろ過施設、配水施設、配水管本管の耐用寿命等による補修または改善費用については、状況に応じ町補助金により支援してきた経緯がございます。

そこで、これら利用組合の今後の方向性についてのお尋ねでございましたが、いずれの地域においても水道料金を徴収する中で施設の維持管理にも努めていただいているところですが、近年、世帯数の減、高齢化等により、地域のみでの維持管理に苦慮する状況にありますことから、今後の施設維持管理等については各組合と十分に協議してまいりたいと考えております。

また、施設の維持修繕費につきましては、旧朝日町時代において、組合に対し補助金で措置してきたところではありますが、明確な補助基準を設けていなかったことから、昨年11月に組合長会議を開催し、各施設の維持管理状況を聞き取り確認するとともに、本年6月には、本庁水道担当職員と各施設の現地調査を実施し、現状確認を行ってきたところであります。

水は、住民生活、営農に必須のライフラインでありますことから、これまでの経過も踏まえ、状況に応じた市の支援策は必要なものと考えておりますので、旧朝日町で明確に設定しなかった補助基準について、現在、組合と協議検討中であります。

次に、なぜ本件について合併協議会の協議事項になっていなかったかの御質問であります。旧朝日町において大規模施設整備改修また事故を要因とする補修経費については、その都度、単年度対応をしており、経常的な事業でなかったことから協議事項にしなかったものであります。

次に、成美地区水道利用組合の現状と市のかかわりについてであります。

成美地区水道利用組合の発足に至る経過やこれまで市が講じてきました支援につきましては、議員からのお話のように、今日まで地域の皆様方が主体となり、地区の給水施設を管理してこられた経緯があります。利用組合の方に現況をお伺いしますと、平成19年にポンプの取りかえや電磁弁等を改修したことから支障はないとのことですが、何といっても昭和54年に設置され30年を経過した施設であり、この間3度にわたる改修も行っていることから、将来的には施設を改修することを心配されているようであります。

組合の方々は今後ともこの施設から給水が続けるとのことであり、組合においてできることは極力自分たちで対応していきたいとのことですが、高齢化が進み、いつまでも現在地で暮らせるかわからない世帯も一部で見受けられるとのことから、今後、施設の改修を要するような事態が発生し要請があった際には、これまでの経過を踏まえ、朝日地区と同様、支援措置について検討しなければならないと考えているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 菅原清一郎議員、再質問を許します。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 建設的な答弁もいただいたわけですが、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

初めに、公営住宅のみなし特公賃対策で新年度からやれるようにするという牧野市長からの御答弁でありました。非常に簡潔に御答弁はいただいたのでありますが、余りあっさり出てしまったので、どういう形にですね、具体的にじゃやっていけるかという問題がここで浮き上がってくるのかなと思います。

補助金の返還がまだ5年残っているということで、公営住宅法の法律の中からそれを省いて、市の入居条件が緩和できるような対策が講じられないということでございますが、この三望台地区の三望台公営住宅については、40戸の地域と20戸の地域がございまして、その大半の22戸の現在空き家状態になっている地域が旧40戸のほうの地域でございます。非常にまとまっているいろいろな問題が実は空き家によって生じてきているのであります。

この冬の対策、皆さんも御承知のとおり、雪で、飛び地になっているがためにその地域は除雪が非常に困難になっている。朝日地区においては合併特例区協議会の中で御相談申し上げ、特例として除雪に関する補助がされておりまして、団地で組合をつくって、その補助金を生かしながら除雪対策を講じている。しかしながら、40戸のうちの半分近くがその地域に集中して空き家状態になっているということで、除雪対策も非常に大きな問題になってきているのであります。

来年から、みなし特公賃住宅の方法で取り組むとありますが、早急に、私はですね、やはりこの対策を講じていただかなきゃいけない。昭和50年代中盤につくられた住宅であります、外壁等は先ほど申し上げたとおり、セラミックづくりのブロック住宅でがっちりとして住宅であります、なぜかしら住民に人気がない地域・住宅になっているという状況は、やはり公営住宅法が設立されてから、その入居基準が非常に厳しい設定がされている。本市の市営住宅と朝日地区の住宅が同じ条件であるがために入居者が非常に少なくなっている状況にあります。

その入居基準をやっぱり緩和する方法の一策として、私が質問申し上げたとおり、何とかしてそれを市の独自許可基準を設けられるような住宅にしてほしいということでお話し申し上げましたが、もう少し市長から一步踏み込んだ、そのみなし特公賃住宅にする場合のハードルはないものなのかどうか、逆に私がお聞かせいただきたいと思うわけであります。とあわせて、もう一度この住宅に関して、役所的な考え方じゃなくて、この地域にやはり人が住むわけですから、もう少し優しい御答弁を賜りたいなと思うわけであります。それが1点であります。

もう1点は、水対策の問題で、特に多寄地区の問題であります。

今るる御答弁をいただいたところでありますが、やはり水の対策については、非常に大きな設備投資に資本的支出が要するということは私も十分に承知しているつもりであります。しかしながら、一方では市の対策として、都会からの移住対策等々を求めるときには、やはり上下水道に対しての整備は最低限これは完備していなければいけないわけでありまして、特に、農村志向とかいろいろな意味でそういう意見が出される中、水の対策が講じられていない地域あるいは下水道対策が講じられていない地域にやはりこれからの目を向けることが、この地域に

人口流出も含めてされる大きな条件の一つであろうと私は思うところでございます。

よって、そういう上下水道の対策についてはですね、私は、この役所の中でも、今回の質問の中でもいろいろ箇所にはやはりこの質問の問題で行かなければいけなかった。というのは、上水道に対しては水道課、あるいは農村地域は農林産課ですか、それから、民生の場合もあるということで、そのセクションが非常に紛らわしい状況になっていると。水は、さっきから私も申し上げたとおり、我々が生きていくために最低限必要な条件であることから、やはり市の水対策についても何とか担当の一本化ができないものかなと思うわけでありまして。

それと、やはり多寄地区の問題についてでございます。

競売がかかった時点で、3,000万円程度の流木補償でもってそれが市有地にももしかしたらなったということがあった。もしその時点で、私はもう少しいろいろな条件を考えて何とか取り組めなかったのかということが非常に残念でならないのであります。皆さんもただいまの答弁の中で、多寄地区の取水槽に泥流が今どんどん流れ込んできていて使えない状況、しかしながら、行政はそれを予測したかのような発言があったと。上土別地区の管路を引くこと、接続することによってそれは解消されるんだという一つの方法論でありましたが、しかし、これまでにいろいろな手を講じる機会があったというふうに私は思うのでございます。

伐採計画に際しても、非常に大きな231ヘクタールの面積がややもすると一遍に切られているような状況にあるわけです。これは、水対策のみならず、あの地域の防災に関してですね、非常に私は影響が大きいのではないかと思うわけでありまして、そういう伐採計画あるいは土地の利用対策についてもっと踏み込んだ契約を、民間の山なら山なりにそういう計画が必要ではなかったのかという思いで今いっばいでありまして。

荒廃防止のためにも植林はされているということではありますが、どんな形であの山がですね、今後何年かかかったら、じゃあ緑化されて、もとのような山に復元できるのかということでございます。10年、20年で復元できるでしょうか。その間、じゃあ上土別の水が、あるいは土別地区からの水で多寄地区の皆さんの水源確保はできるのでしょうか。私はそういう考え方じゃなくて、やっぱりあの地域は地域に合った施設を有効利用するためにもですね、そういう緑化対策についても、今もう切られているわけですからこれはしょうがないですね。しかし、今後の造林・植林対策についても積極的に市も介入しながらですね、やっていく必要があると思っておりますが、このことをお聞かせいただき、終わりたいと思います。（降壇）

副議長（池田 亨君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の再質問にお答え申し上げます。

朝日町におきましては、先ほど御質問に答弁申し上げましたとおり、民間の住宅がほとんどないということで、個人住宅あるいは公営住宅ということで、公営住宅の設置率も極めて高いわけでありまして。そこで、例えば美土里ハイツが増床したときに、職員の方々についても当初から朝日に定住できなくて土別から通勤せざるを得なかった、こういうことも私も承知いたしている次第であります。

それで、先ほど御答弁申し上げました三望台の住宅なんでありまして、既に40戸ございまして、耐用年数はもう過ぎていて、本来であれば普通財産に転換をして、先ほどのお話のとおり、例えば貸し付けなりあるいは売却をするということも可能なんでありまして、水洗化工事を行ったということで、当時1,500万円ほどの補助もいただいたということで、そうなりますと一気にこれを返済しなければならない、そういったことが一つ課題としてございました。

先ほど私申し上げたのは、とりあえずすぐ住む場所が必要だということをお前提に考えますと、みなし特公賃住宅ということで既に朝日の場合はもう二十数戸入居されている方もいるわけでありまして、新年度から月収15万8,000円以上であったとしても、あるいはまた単身者であったとしても公営住宅法を一步超えて、みなし特公賃住宅ということで入居できるように新年度から具体的に進めたいと、そういうことを先ほど答弁で申し上げたわけでありまして、新年度から、今申し上げましたとおり特公賃住宅という形の中で、入居基準を緩和いたしまして、そういった皆さん方が入居できるように早急に進めていきたい、こう考えている次第であります。

以上、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 2点ほど再質問があったかと思えます。

まず、農村地区の定住対策を求める観点からいっても、農家地区の上水それから下水、これの対策が必要でないかというようなことでの御質問だったかと思えます。

土別地区につきましても、定住対策というような形の中で、各方面に向かってPRをしているところでございますけれども、やはり定住対策をするための住宅の確保の関係が今非常に苦労しているところでございます。そんな関係で、この整備についてはやはり早急に取り組みなきやならぬというような形の中で、地区内における空き住宅の関係だとかそういったものの確保なんかいろいろ状況調査をしておりますけれども、ただ農村部におきましては、やはり今言ったような問題、これはそういった条件が整っていないとなかなか来られる方に推奨できないんでないかというようなことがございます。

ですから、空き家になっている部分についてのこういった水それから下水対策については、貸し出す際についてはそういったものが条件的に整備可能かどうかというようなことも市としては判断しなきゃならないと思えますけれども、それ以前に、現在住まわれている方の住宅対策として、そういった水または下水処理の関係がこういった形の中で整備できるかというようなことだと思えます。

水の関係につきましては、先ほど申し上げましたように地下水で利用されている方、ただ現状の中では水に困ったという部分は余り大きく出てきていないところでございますし、下水につきましては、下水処理できないところにつきまして単独の合併浄化処理槽の補助基準などを設けまして、それについては希望に応えているところなんですけれども、やはり水については

地区的にまとまった段階で費用対効果の部分、これが果たして行政としてできる部分なのか、ほかに道がないのかというような部分については、今後いろいろ検討しながら進めていかなきゃならないかなというふうに思います。

それから、多寄の日向浄水場の関係につきましては、やはり森林の取り扱いの関係につきましてもっと前に手を打てなかったのかというようなこともございますが、これにつきましてやはり個人的な土地というような観点もございまして、なかなかその地域を市が取得するというようなことにはなりませんでしたが、やはり根本的な解決が見つからないというような形の中で、現在、上土別の浄水場とつなぎ、22年度からは土別市の上水道とこれを接続いたしまして、多寄の地区についてはそういった日向側からの水を取水しないで住民の皆さんに水を供給できるシステムを今整備しているところでございますので、森林の関係の取り扱いについては、今となってみればもっと先に手を打つことができたんじゃないかというようなこともないわけではなかったのかと思いますけれども、やはり前に向かって、多寄地区の皆さんに水のことを心配させないという形の中で、現在22年度から土別の上水道と本管をつなぐ計画で将来的な水対策を考えておりますので、そういった部分で御理解をいただきたいというふうに思っております。（降壇）

副議長（池田 亨君） 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 行政はやはり何をやるにしても費用対効果という言葉が使われてくるわけで非常に残念な部分もあるんですが、やはり特に日向の水対策について、もう一回再々質問をさせていただきます。

今、城守副市長の御答弁の中にありましたが、この水対策については、土別地区からの管路の延長で対策が講じられるから大丈夫なんだという御答弁でありましたが、私はですね、あんなに立派な施設というか取水槽があるわけでありまして、山の復元を考えたときに、やはりある一定期間はですね、これから水の流入は非常に汚れる状況が生じるわけでありまして。しかしながら、あそこにつくった取水槽は、やはり地域住民のいろいろな思いがあってつくられたんだろうと思いますし、十分にこれからも活用できる施設であると。ですから、山の泥流が流れ込まないようなそういう対策をやはり私は講じる必要があるんじゃないのかなと思います。

今の発言で判断しますと、ややもするとあそこの施設はもう使わなくていいんだというようなそういう判断にも聞こえますので、もう一步踏み込んだ御答弁をいただき、最後の質問とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 多寄地区の取水施設の関係についてお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、22、23年度で上水道とつなぐという形になっております。現在は、上土別の簡水をつなぎまして、この取水施設で濁度が生じたときには一時切りかえて、そういった水の濁りを回避するというような施策をとっています。今の取水施設につきまして

の濁度の監視装置もつけておりますので、これから大雨等で濁り水が入った状況が発生したときには直ちに職員が行って、取水を停止し切りかえるというような形をとっております。

先ほどお話がありました山の復元の関係につきましては、現在伐採が行われておりまして、植林がされております。ただ、御承知のように植林しますと、松の木ですと最低でも60年、80年、それがなかなか山にならないというような形の中で100年もかかるというような状況がございます。そんな中で、すぐ濁流、濁り水等の対策について、もう伐採の終わった中ですね、これをどう対応するかということになると非常に難しい状況があるというふうに考えています。

そんな関係のため、とりあえずは今申し上げましたように、今の段階では上土別の簡水につながっている、2年後には土別の浄水場から水が供給されるというような形になりますので、将来的な今の日向の取水施設、これらにつきましては相当なお金を投じて施設をしたわけですが、ただこれも補助金が入っているというようなこともございますので、直ちに取り壊すとか何とかというような形にはなりません、今の施設が完成し、状況を見ながら、こういった施設が不要になれば、将来的には撤去するというようなことも出てくるかと思いますが、差し当たっては今のままで状況を見ながら、水につきましては多寄地区の皆さんに迷惑のかけられないような形での対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。（降壇）

副議長（池田 亨君） 2番 出合孝司議員。

2番（出合孝司君）（登壇） 平成21年第4回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問をいたします。

まず1点目は、高齢者の生きがい対策としてのボランティア活動の推進についてであります。

土別市の高齢化率はさきの市長の所信表明にもありましたが、30%を超え、約3人に1人は高齢者という状況でございます。この流れはますます進行することは明らかな状況でございます。

高齢者といいますが、えてして介護をされる側、いわゆる弱者的な見方をされがちでございますが、ともすれば私たちよりも元気な方々がたくさんおられます。私は、今後の高齢化社会のあり方について、高齢者は社会や地域に貢献する貴重な資源であるという観点を持ち、取り組みを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

そこで、高齢者の生きがい対策の一つとして、高齢者のボランティア活動について御提案を申し上げたいと思います。

ある調査機関の高齢者のボランティア活動に関する報告書によりますと、ボランティア活動に関心のある方は6割、参加意向がある方は5割であるのに対し、実際に何らかの活動をしたことがある方は2割にとどまっている。活動への関心や参加意向のある方を実際の活動に結びつけやすいような環境を整備することにより、ボランティア活動に参加する高齢者が増加することが期待できるというような調査結果が出ております。

また、これは東北大学医学部が発表した地域在住高齢者の介護予防推進ボランティアへの参

加が参加者自身の社会・身体的に与える影響という論文が出されておりますが、それによると高齢者の介護予防推進ボランティアへの参加は、社会的役割、知的能動性、経済的ゆとり満足度及び近所との交流頻度の低下を抑制することが示唆されたという結果が出ております。これらの結果から、今後の高齢化社会においては、高齢者のボランティア活動の推進が非常に重要な施策の一つになってくるといふふうに考えられます。

そこで、土別市の現状であります、本市のホームページを見てみますと、ボランティア活動に関する2つの項目が掲載されておりました。いずれも社会福祉協議会が事務局となっております。1つは、ボランティアセンターの活動内容でございます。もう1つは、既存のボランティア団体、これ15団体ありましたけれども、その活動内容が出ておりました。いずれもすばらしい活動をしているなというふうに思いましたが、ただ、これらの活動の中に、高齢者を対象としたボランティア活動については記載がございませんでした。

私は、高齢者の生きがい対策の重要な施策の一つとして、市が主体となって高齢者のボランティア活動の環境整備を早急に行うべきだといふふうに考えております。

具体的な事例といたしまして、高齢者ボランティアポイント制度というのがあります。これは八王子市の制度でございますが、その内容は、65歳以上の方が市内の施設、これは老人ホームであるとか病院とか特養などでありますが、そういった施設で行うレクリエーション等の参加支援、お茶出し、食堂内での配ぜん、施設職員が行う清掃や草刈り、洗濯物等の整理補助などのボランティア活動を行い、その活動に応じて、年間トータルでございますが、ポイントにして、そのポイントの点数によって交付金またはオリジナルの商品を支給するといった内容でございます。

こういった制度がすぐ土別市の現状になじむかどうかというのはわかりませんし、また、当然プライバシーの問題とかもあると思います。ただし、こういった事例を含めて高齢者のボランティア活動の環境整備、施策をやっぱり土別市としても何らか考えていくべきだろうといふふうに考えますので、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、土別市民き章制度の創設についてであります。

私たち議員は、襟にき章をつけて議員バッジをつけております。市の職員も、また多くの会社員もその組織のマークであるき章をつけておられます。これらの襟章といひますかき章は、自分自身の身分を明らかにするものでありますけれども、それ以外にも組織としての自覚、そして誇りをあらわすものだといふふうに私は考えております。

牧野市長は、新しい発想でまちづくりを進めていくと表明されておりますが、やはり新たなまちづくりを進めるには、まず市民が一体となって取り組まなければならないといふふうに考えます。それこそ土別市という大きな一つの組織がまちづくりという目的を達成するためには、組織を構成する土別市民が自覚、そして誇りを持ち、一丸となって邁進すべきだといふふうに考えております。そして、その取り組みのシンボルとして、私は冒頭申し上げました土別市民き章制度の創設を提案いたしたいと思います。

これは私案であります。まず士別市をイメージするバッジを作成し、それを市民の方に買ってくださいわけでありましたが、つくる数によって原価は変わりますけれども、それプラス益金というか寄附金的な意味で、私個人的には1,000円ぐらいかなと思っていますけれども、バッジプラス寄附金という形で購入していただくという、その寄附金は、要するに（仮称）まちづくり基金という形の中で運営をし、各種のまちづくりのための施策の原資とするといった形はどうかというふうに考えております。

私は、この取り組みの効果として、まずき章を購入することでまちづくりに対する市民の意識の高揚が図れるとともに、このき章をつけることによる市民としての一体感・自覚・郷土愛・誇りというものが醸成されるというふうに思っていますし、加えて、これらバッジをつけて、例えば札幌へ行って、そのバッジの会話をすることによって、要するに士別市のPRになるんでないかなというふうに考えておりますので、ぜひこの制度の導入について市長の積極的なお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、地域防災についてであります。

士別市地域防災計画が平成19年2月に策定をされました。この計画は、本市の防災業務全般にわたるマニュアルというべきものでありますけれども、その取り組みの中で、大きな柱として自主防災組織の育成が掲げられております。市では、この自主防災組織の育成に当たりまして、平成20年にモデル事業として観月地区それと朝日中央地区を指定しまして避難訓練などの事業を展開されておりますが、その後、新たな事業の展開はされていないように見受けられます。

この理由として、本市は、本州などに比べて台風の直撃というのもほとんどございませんし、また大きな地震も余りないという地域であることから、やはり市民の災害に対する意識がえてして希薄になりがちかなというふうに考えられます。しかしながら、近年の世界的な異常気象を見ると、本市においてもいつ大災害が発生するかわからない状況でございます。

最近の報道にもありましたが、サウジアラビアでは年間の雨量を超える雨が一日で降って死者100人を超える大災害が発生しておりますし、士別市においても数年前に川西地区において、いわゆるゲリラ豪雨により大きな被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。よく天災は忘れたころにやってくるというふうに言われますが、いつ起こるかわからない災害に対し被害を最小限度におさめるためには、こういった自主防災組織といった組織の整備が急務であるというふうに考えられます。

そこで、この組織づくりの手法として考えられるのが、市長が来年から導入を明言しております地域担当職員制度の活用でございます。担当職員の地域における業務の課題の一つとして、ぜひこの各地域の自主防災組織の育成を入れていただきたいというふうに思っております。この地域担当職員制度は、単に市と地域の連絡調整だけではないというふうに考えます。地域に密着し、地域の課題、市政の課題を共有し前進させる制度というふうに考えておりますので、自主防災組織の早期の整備についても積極的な取り組みをしていただきますようお願い申し

上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、地域防災について答弁申し上げ、土別市民き章制度については総務部長から、高齢者のボランティア活動の推進については保健福祉部長からそれぞれ答弁申し上げます。

本市は、平成19年2月に土別市地域防災計画を策定し、災害の予防、災害時における対応、更に災害復旧対策などに取り組んでまいりましたが、道路の寸断、断水、停電、火災など同時多発的に発生する災害は、単に防災関係機関だけの活動では十分な対応がとれないことが多いのであります。

そこで、住民の自主的な防災活動が最も有効な活動となったケースが報告されていることから、この防災計画の一つの柱として、自治会等を中心に初期活動を地域で取り組む自主防災組織の設立に取り組んできたところであります。

こうした中、昨年度、モデル自治会として観月自治会と朝日自治会を指定し、避難訓練などを実施したところであり、その結果、昨年9月には、朝日自治会自主防災会が正式に設立され、観月自治会も今年度の設立に向け取り組まれているところであります。

自主防災組織については、自治会連合会や中央地区自治会連絡協議会を通じ、その役割や効果の周知を図っているところでありますが、議員お話にもありましたように、災害が少ない本市においては組織の設立が進んでいない実態にもあります。しかしながら、災害の発生は予測できないことは申し上げるまでもなく、特に近年、異常気象の影響もあって災害が発生する危険性も高くなっていることから、この自主防災組織の設立についても更に協議を進めてまいりたいと考えております。

そこで、自主防災組織の設立にかかわっての地域担当職員制度の活用についての御提言であります。地域担当職員制度については、私のマニフェストに掲げた施策で、平成22年度の実施を目指し、現在、政策会議、プロジェクトチーム合同会議において導入に向けての方法やそれに取り組む業務などについて検討しております。職員が地域の課題を掘り起こすとともに市政に関する情報を地域に伝えていくことは極めて大切なことであり、防災意識の高揚や組織の必要性などの観点も含め、その役割について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、土別市民き章制度の創設についてお答えいたします。

お話にありましたように、本市におきましては、土別市職員のき章等に関する規則に基づき、土別市章をデザインしたき章が職員に貸与されており、その身分を明らかにすることを目的に使用しております。また、国会議員や地方議会議員のほか各首長にあっても、それぞれの公職等を示すものとして議員バッジや首長バッジを着用されております。このほか企業や団体など

においても、社員や構成員であることのあかしとして、社員証や会員証などと同様にピンズ、いわゆる「ピンバッジ」と呼ばれているものが用いられています。

ピンバッジは、世界的にも広く使用されており、社会的地位や身分を示すほか、何らかのメッセージを象徴する道具として、あるいはコミュニケーションを図る道具の一つとしてなど、さまざまな形で活用されており、組織や団体の構成員を示すもののほか、行事、イベントなどにおける記念品やキャンペーン品、更にはお土産などとしても活用されている事例がございます。特に、国際的なイベントやスポーツなどで公式の記念ピンバッジが制作されることが多く、その希少性から大変な人気となっている場合もあり、収集を趣味とされている方などもおられます。

自治体における使用事例といたしましては、記念行事等の参列者への記念品とする場合や海外友好都市の方々へのお土産用などとする場合もあり、自治体以外の事例としては、最近では、北朝鮮による拉致問題の解決を願うブルーリボンのシンボルバッジが広く知られているところでもあります。また、ピンバッジは、企業や団体のバッジのように限定、共有といった要素を持つと同時に、ある種のメッセージを伝えるという機能も有しており、社会や組織を構成する個人個人が相互に知識や情報を共有し、対外的に発信する仕組みとして有効であるとも言われております。

本市におきましても、かつてサフォークをデザインしたピンバッジが市内事業者によって制作、販売されるとともに、平成11年度の旧土別市開基100年記念式典の記念品として活用したことがございます。当時、このピンバッジは、本市のPR等を目的に制作されたところではありますが、制作数や利用が限られ、その認知度が高まらなかったこともあったためか、広範囲な多数の市民の皆さんが買い求めたという状況には至らなかったようであります。市民が一体となったまちづくりの取り組みの象徴として、き章あるいはピンバッジを活用するという事は一つの手法であると考えますが、さまざまな人々が生活する地域あるいは自治体という枠組みは、特定の目的のもとに結集している企業や組織とは大きく異なる部分もございます。

市民き章については、どれくらいの市民の皆さんが求め御協力いただけるものなのかなど不透明な要素もございませし、御提言にある販売価格や寄附金の額の設定あるいは基金としての運用方法など調査検討すべき事項もございませ。また、こうした活動については、行政主導によるものではなく、市民活動の一環として進められる場合のほうがより全市的な広がりを持つケースもありますので、さまざまな観点から今後検討させていただきたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、生きがい対策としての高齢者ボランティア活動についてお答えいたします。

高齢化の進行に伴い、本市においても今後一層の高齢者の増加が見込まれる中で、お年寄りの方々が心身ともに健やかに自立して生活するためには、スポーツやボランティア、文化活動

などを通じ多様な社会参加の場に出ていき、高齢者同士や他世代との交流を行うことで生きがいの充実を図ることが最も重要なこととなっております。

そこで、生きがい対策として的高齢者ボランティア活動の環境整備に早急に取り組むべきことについてであります。

本市におけるボランティア活動の現状につきましては、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターに、むぎの会を初め、声の図書館、鳩の会など15団体で287人、更に個人は166人の計453人の方が登録されており、その活動内容は地域での清掃活動や障害者の通院等の送迎、更には手話通訳及び子供を対象とした本の読み聞かせなど、さまざまな取り組みが実施されております。更に、市の施設におけるボランティア活動といたしましては、市立病院における院内奉仕活動、市立図書館ボランティア、博物館ボランティアなどが行われているところでもあります。

こうしたボランティア活動について、議員から八王子市の取り組みを例に挙げられ、高齢者によるボランティア活動の実施について御提言がございました。本市では、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の一層の増加が予測される中で、ボランティアなどによる声かけや見守り、更には話し相手、外出時の付き添い、施設への慰問など、高齢者の方々を地域で支える体制の維持強化が一層重要となっております。こうしたことから元気な高齢者の方々がボランティアとして地域での見守り活動や、お話にありました老人ホーム等を訪問し、食事の配ぜん、洗濯の手伝い、清掃、更には入所者との交流などのボランティア活動に従事することは、高齢者が社会とつながりを持ち、そこで長年培ってきた経験や知識、技術などを活用し地域に貢献することで、まさに生きがいや健康づくりにも大きく結びつくものでございます。

このように地域のボランティア活動を充実・強化させていく上で、元気な高齢者の果たす役割は個々の生きがいの充実も含めてますます重要になってくるものであり、一方、ボランティアサービスを受ける市民にとりまして、このことで安心・安全で充実した日常生活を送ることができ、高齢者が相互に支え合う豊かな地域社会が構築されるものと考えております。

したがって、今後、八王子市などの先進的な取り組みを推進している各種の事例等の調査とあわせて、社会福祉協議会など各関係団体と十分協議をし、本市の実情に即応した高齢者ボランティア活動の環境整備について検討いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 4番 井上久嗣議員。

4番（井上久嗣君）（登壇） 平成21年第4回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、人間ドックに関して質問をさせていただきます。

経営改革プランを進めている市立病院では、改革の具体策の一つとして健診体制の充実を掲げています。現在、成人病健診センターでは、1日当たり15人と健診枠を広げ、新型のMRI導入とともに、MRI脳ドックを開始するなど業務の拡大を図っておられます。

さて、成人病健診センターでは、協会けんぽによる成人病一般健診や各種共済組合による総合健康検査などの健診実施機関として各種の健診を実施していますが、希望者が独自に受けられる人間ドックも行われています。人間ドックは、予防を目的としており、病気とみなされないため保険者による助成がないため高額となり、土別市成人病健診センターでは3万7,700円という額となっています。

土別市国民健康保険では、加入者を対象に国保人間ドックの助成事業を実施しており、これは300人を定員として、5,000円の自己負担で残りの3万2,700円を土別市国民健康保険が助成する制度となっています。仮にその対象とならなかった場合や労働安全衛生法に基づく職場による健康診断の対象とならないなど、多く市民は、例えば40歳から74歳までが対象の特定健診を受けることとなりますが、多くの検査項目を希望される場合は高額な人間ドックを受けることとなります。

そこで、一例ですが、JA北海道厚生連が運営する厚生病院が各地にあります、JA組合員の方は人間ドックを一般の受診者より割安に受けることができ、本市におきましては、旭川厚生病院で多くの組合員の方とその御家族が人間ドックを受診されているとお聞きしています。

この際、市民の健康を守ることはもとより、身近な市立病院で多くの市民が人間ドックを受けられる何らかの助成制度の創設を期待していたところですが、本市の成人病健診センターにおいても、本年度から割安で人間ドックのような健康診断が受けられる生きいき健康チェックという取り組みが実施されているようではありますが、その具体的な内容とこれまでの利用状況をお聞きしたいと思います。また、この健康診断は余り一般に知られていない制度と思われるので、市民の健康を守る上においてしっかりと周知を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、特定健診に関する質問をいたします。

特定健診は、厚生労働省により、昨年4月から実施が義務づけられました。実施の目的は、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診・保健指導を実施するものです。この特定健診の受診に当たり、土別市国保加入者は、その受診料は無料となっています。共済組合の被保険者の御家族も無料とお聞きしています。しかしながら、例えば全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽ加入者の家族などでは、健診機関により額は異なりますが、自己負担が発生いたします。

土別市は、保険者として土別市国民健康保険を運営していますが、さきの予算審査特別委員会で斉藤委員の質問にありましたように、土別市としては、市民が加入する保険者の違いを越えて市民の健康を管理する責務があると私も考えます。特定健診が有料のため仮に受診率が低くなるとすれば、特定健診の目的である生活習慣病予防の効果が市民の加入する健康保険により差が出てくることも考えられます。安心できる保険・医療・福祉の実現のためにも、特定健診で発生する個人負担の助成措置を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、防犯灯に関する質問をさせていただきます。

本市では、土別市自治会活動補助金交付要綱により、各自治会の防犯灯維持費に対して助成が行われています。蛍光灯、白熱灯、水銀灯、ナトリウム灯の区分があり、契約容量、電気料の2分の1が助成されています。また、防犯灯の新設についても設置総額の3分の2以内で水銀灯またはナトリウム灯については1灯につき上限2万円、蛍光灯または白熱灯については1灯につき上限7,000円の補助が講じられます。

さて、発光ダイオード、いわゆるLEDによる照明器具の開発・製造が進んでいます。LED照明はランニングコストを大幅に軽減し、白熱球の約20から40倍、蛍光灯の約5倍の長寿命で交換の手間が省けるだけでなく、電気代が安い、発熱が少ない、有害物質を含まない、虫が寄ってきにくいなど多くのメリットがあると言われております。環境問題からCO₂の大きな削減が叫ばれる現在、LED照明は大きく期待されています。また、ここに来てLEDによる防犯灯も数多く開発されてきており、価格も下がってきました。環境への配慮はもちろんです。中期的にみると蛍光管や電球の交換はもちろん、電気代などを総合的に比較すると大きな選択肢となり得る状況となってきました。

今後、計画的もしくは試験的な導入も含め、その補助を考えてはいかがでしょうか。あわせて、土別市自治会活動補助金交付要綱の見直しも必要になってくると考えますが、お考えをお聞かせください。

さて、さきに行われた国の事業仕分けにおいて、全国学力・学習状況調査の大幅縮減が結論づけられました。

全国学力・学習状況調査は、子供たちの学力を把握して国や教育委員会の教育施策を検証すると同時に、学校の授業改善に生かすのが目的で、平成19年度より小中学校の最高学年全員を対象として学力テストが行われたものです。全員の参加により、学校や子供、保護者の学力向上への意識が高まり、教育委員会も改善策を出す基礎データになっているものと考えます。また、都道府県別の結果公表が下位の自治体を奮起させ、上位の自治体との教員交流が行われるなどさまざまな効果も生まれてきました。

しかしながら、政権交代後、文部科学省はこれまでの全員参加方式を見直し、全学級の40%を抽出する調査に変更すると簡略化することを決めていましたが、今回の事業仕分けの結論が今後政府で決定されると、それらを更に簡略化することとなりそうです。文部科学省がさきに決めた抽出率40%ですら市町村別の結果はもちろんのこと、都道府県別の正確な比較ができなくなると危惧されていました。更に抽出率を下げれば、都道府県別の大まかな比較も極めて困難になるとも言われています。

そこで、お尋ねいたしますが、この全国学力・学習状況調査の大幅な簡略化に対してどうお考えでしょうか。また、現在まで、全員参加の意義をどうお考えでしょうか。

文部科学省は、学力テストへの全員参加を希望する市町村には、市町村の費用負担により利用できるようにするとも言っています。仮に本市で全員の参加をすれば、どのぐらいの費用がかかり、その可能性はあるのでしょうか。道教委との連携も含め、考え方をお聞かせく

ださい。

最後に、生涯学習情報センター「いぶき」に関する質問をいたします。

平成16年7月のオープン以来、まさに土別市の生涯学習の拠点の施設として大きな役割を果たしてきました。核となる市立図書館を初め生涯学習課、各種生涯学習に関する設備、市民ギャラリーとしての機能や集いの広場きら、市民広場みなくる事務局など、多くの市民に利用がなされ、中心市街地の活性化にもつながっています。

さて、そのいぶきですが、図書館は原則月曜休館であり、生涯学習課は土日が休みとなっています。図書館も生涯学習課も教育委員会の組織であり、同じ施設にありながら変則的な運営がなされているのが現況です。同じ教育委員会の職員が実質的に常駐しているのであれば、通年で開館してほしいと思うのは市民の率直な意見です。特に、図書館にはそういった要望を多く聞きます。職員や司書の曜日ごとの配置や人数など解決しなければならない問題は少なくないと考えますが、ぜひともクリアをしていただき、生涯学習情報センターいぶきの通年開館を目指していただきたいと御提案申し上げますが、いかがでしょうか。

生涯学習を核としたまちづくりを更に進めるためにも、大いなる決意を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、人間ドック助成制度創設について答弁申し上げ、LED防犯灯の推進については市民部長から、特定健診個人負担の助成については保健福祉部長から、全国学力・学習調査への対応及び生涯学習情報センター「いぶき」の通年開館については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

まず、人間ドック助成制度についてであります。20年度から開始された特定健診につきましては、40歳から74歳までの国保加入者と協会けんぽなどの被用者保険の被扶養者の方を対象に、メタボリックシンドローム対策に重点を置いた健診であることから、身体測定、血圧、血液検査、尿検査など検査項目が比較的少ない内容となっております。

また、特定健診の開始とともに市が実施していた基本健康診査及び節目ドックが廃止となったことから、特定健診より検査項目が多く、加えて、健診センターで行っている当院ドックより健診料が安い健診制度がないか問い合わせが多く寄せられたところでもあります。このため、

こうした方々にも安心して健康診断が受けられるよう、加えて収益確保の観点からも特定健診受診対象の方が人間ドック並みの検査項目が受診できる「生きいき健康チェック」を今年4月から開始したところであります。

健診の内容としましては、特定健診検査15項目に当院ドックの胸部エックス線検査、腹部超音波エコー、心電図など12の検査項目を加えた内容となっており、健診日につきましては、人間ドック健診の日に行い、動脈硬化検査や内臓脂肪検査などオプション検査もあわせて受診できるようになっております。健診料につきましては、特定健診の自己負担のある方でも2万円以内となるよう生きいき健康チェックを1万7,000円としたところであり、12月7日現在31件の予約があり、20名の方が受診いたしております。

生きいき健康チェックの周知につきましては、広報しべつや市ホームページの活用のほか、地元報道機関に記事として取り上げていただくとともに、特定健診の受診申し込み時には制度内容を説明し、受診勧奨をいたしているところであります。今後におきましても本制度を市民に広く理解していただくため、改めて広報しべつを活用して周知を図り、より多くの皆さんに受診していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、発光ダイオード、いわゆるLED防犯灯の推進についてお答えいたします。

本市におきましては、今年4月1日現在、土別地区で2,038基、朝日地区で514基の計2,552基の防犯灯が設置されております。これら防犯灯の種類区分につきましても、蛍光灯1,274基、水銀灯1,144基、ナトリウム灯72基、白熱灯62基となっているところであります。これら防犯灯につきましては、各自治会が地域における安全・安心に欠かせない防犯対策の一環として維持管理をしており、これらに要する維持費等に対して土別市自治会活動補助金交付要綱により助成をしているところであります。

そこで、議員のお話にありましたLED照明は、従来の白熱灯や蛍光灯に比べて長寿命なことが大きな特徴であり、また省電力でも点灯可能なため、省エネや環境への配慮にも貢献する低消費電力な次世代照明の一つとして期待されているところであります。また、温室効果ガス排出量の削減のみならず経費削減に効果をもたらす、大きな選択肢となり得るものと認識しております。

しかしながら、現状におきましては、LEDに取りかえる際の初期投資が高いこと、照明の明るさや照明範囲の違い等課題もありますことから、既設の器具を生かす方法等を視野に入れながら価格低下の時期を見きわめた上で、補助金交付要綱の見直しも含めLED防犯灯の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、特定健診個人負担の助成についてお答えいたします。

特定健診は、国において、国民の生活習慣病を予防し健康を守るとともに増加している医療費の抑制を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施されている新しい健診制度であります。

そこで、この特定健診における健診料の個人負担への助成についてであります。

特定健診の具体的な内容といたしまして、ただいま市長からも御答弁がございましたが、まず健診対象者は、国民健康保険の加入者や協会けんぽなど被用者保険の被扶養者の40歳から74歳までの方で、この方々を対象に各医療保険者が主体となって特定健診について責任を持ち、実施することとなっております。このことによって、各医療保険者において対象者の確実な把握と受診者健診データの一括管理ができ、このことで効果的な保健指導や更には継続した健康管理が可能となるものであります。

また、国は受診者の拡大を図るため、平成20年度から5年間を第1期とし、最終の24年度には市町村国保が65%、健康保険組合等が70%、共済組合等が80%の特定健診実施率等の目標数値を保険者ごとに定めており、このようなことから、各医療保険者において目標達成に向け財政状況等も勘案する中で、健診料自己負担の無料化や一部軽減措置が講じられるとともに、対象者個人への受診券送付など健診促進のための各種取り組みが行われているところでございます。特に、健診料の自己負担について、平成20年度士別市立病院と契約した14医療保険者の加入者等925名が健診を受けており、この内容といたしましては、士別市国保の773名を中心に市町村職員共済組合等8保険者の872名が無料となっており、一方、6医療保険者の53名は1,000円から健診料の約3割に当たる2,200円程度自己負担しているところとなっております。

このように議員お話しのとおり、同じ市民でありながら、確かに自己負担のある方とない方がおられるわけでありますので、加入している健康保険にかかわらず市民だれもが円滑に受診できる環境づくりの重要性について考えますとき、自己負担の無料が望ましいわけであります。しかし、ただいま申し上げましたように、こうした支援策等を推進し受診者を増加させていくことは、基本的には医療保険者が行うこととなりますし、また、今後の運営状況によって現在は無料でありましても、新たに自己負担を設定する保険者や更には現行の自己負担額を増額する保険者も想定されますので、仮に市で助成をいたすとしますと財政負担の増加が見込まれますことから、健診料個人負担の助成につきましては今少しお時間をいただきまして、医療保険者全体の取り組み実態とあわせ、各種の対応なども調査しながら十分研究をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 最初に、全国学力・学習状況調査の実施にかかわっての御質問にお答えいたします。

まず、本調査の大幅な簡略化については、新政権下で抽出調査するとされたところでありませんが、申し上げるまでもなくこの学力テストの導入は、平成15年に経済協力開発機構が行った国際学習到達度調査で読解力や文章表現力の低下が明らかになったことを受けて、実施が決まったものであります。全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育施設の成果と課題を検証し改善を図るという趣旨からその意義を認めるものでありまして、国において大幅な抽出と簡略化とする方針はまことに残念であり、過去2回実施された調査を引き続き同様に実施していただきたいものと考えております。

そこで、仮に市が独自でこの学力テストに参加した場合の費用についてのお尋ねですが、本調査は国の事業であり、費用に対する積算根拠を求めるすべがございません。参考までに申し上げますと、11月に行われました北海道都市教育長会秋季定期総会においては、人口規模にもよりますが、おおむね300万円ほどかかるのではないかとされておりまして。また、国の事業仕分けによる概要説明では、単独での利用希望の場合、採点、集計なども実施主体が行い、これらにかかる費用も負担するものとされておりまして。

本市独自で本調査への参加についてでございますが、小学6年生、中学3年生の全員を対象とする調査ではない状況においては、本年度までの比較データの精度に対し抽出データと異なれば費用対効果について疑問視せざるを得ず、本市単独費用での参加は難しい状況であります。

最後に、北海道教育委員会との連携についてでございます。

さきの第3回定例北海道議会において、平成22年度に向けた本調査の実施について、北海道教育委員会教育長の答弁として、改めて全員を対象とした本調査の必要性が強調されたところであり、調査実施に当たり北海道単独予算措置の可能性については、国における検討状況を注視し、今後の対応について検討していくとの姿勢でございます。このようなことから、本市においては、あくまでも北海道の動向を注視し、仮に北海道単独予算により実施するとされた場合にありましては参加をいたしたいと考えているところでございます。

次に、生涯学習情報センターの月曜日及び祝日等の休館についてお尋ねがありました。

図書館を中核とした生涯学習情報センターの運営につきましては、開館以来、社会教育施設としての機能を発揮し、より多くの方々の学習活動や地域活動の拠点となることを目指して取り組みを進めてまいりました。

休館日につきましては、利用者の混乱を避ける意味で、従来の図書館の休館日に合わせ月曜日及び国民の祝日を休館としてきたところでございます。しかし、当初から、長期にわたる美術作品の展示会等の際には月曜や祝日が抜けることで周知が難しく、開催案内を受け取って、せっかく地方からやってきたのに休館日でその展示が見られなかったとの苦情もいただいているところでございます。

類似施設である市民文化センターと朝日サンライズホールは、年末年始以外は無休で開館していることもあり、開館から5年を経過した中で無休化について利用団体から要望が出される

とともに、社会教育委員の会議や図書館協議会におきましても御意見をいただいているところ
であります。このため、昨年より、教育委員会としても大きな課題として位置づけ、月曜・祝
日も開館することによって光熱水費や清掃警備等の管理経費がどれほど増加するのか、また適
正な人員体制、図書整理日、蔵書点検のあり方について協議してまいりました。

そこで、図書館と生涯学習課の有機的連携を含めた生涯学習情報センター全体の管理運営体
制を確立し、施設の機能の拡大を目指して、平成22年4月から、図書館については、8月から
9月の時期に数日蔵書点検のため休館する以外は年末年始を除く全日無休で開館する方向で検
討を進めているところでございます。

無休化の実施に伴う費用につきましては、現行の運営方法を維持する前提で試算すると、灯
油、電気料等の光熱水費、警備、清掃等の委託料等のセンター管理費及び図書館職員の増員に
伴う人件費の増を合わせるとおおむね800万円が必要となりますので、今後、人員体制や委託
業務の見直しを含め、実施に向けての具体的な準備を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 3番 国忠崇史議員。

3番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問を行います。

さて、牧野市政のスタートから80日余りが過ぎ、前回の一般質問で申し上げた100日間のハ
ネムーン期間もあと2週間強を残すのみとなりました。しかしながら、エネルギーに市民
の中に入り、対話を行う姿勢には大変頼もしく思っているところであります。市長はマニフェ
ストをあくまで手元から離さず、その原理・原則を大切にしてほしいと前回申し上げましたが、
今のところはマニフェストをぞんざいに扱う様子も見られず、市民の声に耳をよく傾けられて
いるので、私もひとまず安心しておる次第であります。

しかしながら、来年度予算の編成に当たっては、政府の方針や陳情への対応等が大きく変化
しており、市政としていかに対応するか注意が必要になっていると思われまます。この問題は後
ほど取り上げますが、まずは、まちづくりの方向性をめぐって道路の問題から質問いたします。

第1のテーマとして、人にやさしい道路と交通安全について、グリーンベルトを例に話させ
ていただきます。

御承知のとおり、我が土別市は、国道40号線が南北に縦貫しており、それに沿った形で市街
地が形成されております。似たような形態は道内でも砂川市、美唄市などにも見られますし、
アメリカの小さな都市にも見られるメインストリートを起点としたまちなのであります。しか
るに、商店街を見ましても道路交通に時間を要した時代は経由地、集散地として発展できたわ
けですが、現代にあっては大きな道路が縦貫したまちの商店街は、幹線道路によるいわゆるか
いおい性の分断というものを克服しなければにぎわいの創出がままならない、あるいは商店街
の復興再生に当たっては幹線道路がかえって障害となるという、そういう固有の困難があると
言われており、土別もまたその例外ではないのです。

そして更に、土別市街地に特有の道路環境とは、通称グリーンベルト、正式には広通りといい

ますが、国道に平行して南北を貫き、更に近年、東広通りも完成し、中央分離帯のある広い市道が2本、国道の補完的な意味でも中央地区の住宅地を貫いておるわけです。

グリーンベルトは、速度制限もおおむね時速50キロであり、市街地を自動車で通過する上では便利なのかもしれません。しかし、人間が歩く上での人に優しい道路なのか否かについてはいま一度考え直すべきであり、市政が政権交代した機会に、この道路政策全般も再考すべき課題であると考えております。

以下、グリーンベルトにつきまして4点ほどお伺いします。

1点目です。グリーンベルトを自動車で行っているとき、信号のある交差点で右折したい場合は、対向する右折車と内回りで交差するのは、これは当たり前のことです。そして、路面にも右折車への誘導用の矢印などが書かれています。しかしながら、信号のない交差点で右折あるいはグリーンベルトそのものを反対向きにUターンしたい場合、実は対向する右折車とどう交差したらいいのか明確なルールがないように感じておりました。友人・知人に聞いても、内回りで右折するという人あるいは外回りが正しいという人、諸説入り乱れておられ、実はこの質問準備中に市役所の中でいろいろ聞きましても見解が分かれていたのです。やはりこの問題に関して正しい答えを知っている人は少ないと思います。

私は、グリーンベルトの近くに住んでいますので、実際見たところですね、以下のような事例がありました。すなわち、信号がないのですから、わき道からのグリーンベルト横断車も入ってくるので、横断車は当然いわゆる外回り方向に入ってきます。私がしばしば見かけるのは、この横断する車と右折車とが並行してわき道を目指していたり、あるいは並行しているために対向する右折車が入れなくなっているという事例であります。

ですから、少なくとも信号のない交差点での右折交差はルール化するか、路面に誘導標識をつける必要がありますと考えておりましたら、道路交通法によると、これは右折は内回りだと判明いたしました。日本で一番普及している本だと言われている「交通の教則」、これをひもといてみると、右折時は原動機付き自転車の2段階右折を除き、すべて交差点の中心の内側を徐行しながら通行するというルールになっております。すべて内回りがルールになっております。ならばグリーンベルトについても内回りで右折、Uターンするように周知する必要があるのじゃないかと思えます。

特に、中央分離帯がおびただしい雪で埋まる冬期にあっては、グリーンベルト右折、そして横断の危険は言うまでもありませんし、右折後、内回りを行うならば横断車と正面衝突の危険すらありますので、その矛盾についてはどのように考えればいいのでしょうか。ここ数日の降雪で中央分離帯の雪山もぐんぐんと急成長しましたので、これは急ぎ取り組むべき事柄であります。この点の見解をお伺いします。

2点目です。グリーンベルトは、土別小学校と土別南小学校との通学路になっており、登下校時には押しボタン式信号地点を中心に緑のおばさんも配置されていますが、忘れてはいけないのはグリーンベルトの近くには幼稚園・保育園も多数存在していることです。北から順にカ

トリック幼稚園、瑞祥幼稚園、あけぼの保育園、こぶたの家保育園、南町保育所です。

天気のよい平日の午前10時台、グリーンベルトはこれら保育園児等のお散歩銀座となっています。車道だけでなく歩道も広くとっているため散歩には適しているからなのですが、その際、グリーンベルトの向こう側にも足を延ばして公園などに遊びに向かうため、園児の集団が2人ずつ手をつないだ隊列を組んで東へ西へとグリーンベルトを横断しますが、横断に当たって今のままでは少々問題があると感じています。

今は押しボタン式信号のある場所を選んで横断しているのが現状ですが、小さな子供たちというのは青信号の点滅によって焦りが出て転んでしまったり靴が脱げて泣いたりするものです。最近、障害者等交通弱者向けにですね、青の時間を長くする装置がつけられたりもしており、そのことは高く評価しておる次第ですが、さすがに園児の長い列が広い道路を渡り切るまでの青信号の長さではないのです。したがって、実は園児のお散歩にとって一番ベストなのは、信号のない横断歩道を安全に渡れることなのです。

しかし、現実を申せば、時速50キロや60キロで走行する車が信号のないところでとまってはくれません。私の実感で申せば、10台に1台ぐらいはようやく停止してくれる程度で、ひどいドライバーになると横断中の園児の列から遠い側にわざわざ車線変更した上で速度を上げて通過するやからがいます。

市内にはグリーンベルトのほかにも信号のない横断歩道が多数存在していますが、車優先の道路政策が長年とられていたがゆえに、子供や高齢者などの交通弱者が青信号の時間に左右されずに横断歩道を安心して自分のペースで渡る、そういうことはなかなかできないのが現実であります。

外国では横断歩道を渡る意思を示す歩行者がいた場合、自動車は必ず停止しないと交通違反どころか直ちに逮捕されるという地域さえ存在します。日本の道路交通法でも歩行者の横断中のみならず横断しようとしているときも車は停止することが規定されていますが、実際の運用や交通安全キャンペーンの中では歩行者への思いやり運転という精神論でお茶を濁されている現状であります。

しかし、本邦でも最近では、住宅地を貫く道路には故意にS字カーブをつけたり強制的に減速させるために路面に段差ブロックを埋め込んでいる市区町村があります。そう考えると、少なくともグリーンベルトは住宅地の道路として制限速度50キロは速過ぎます。私は、速度規制を厳しくし、信号のない横断歩道の安全性を高めるべく思う次第ですが、いかがでしょうか。

第3点は、通告書の(3)と(4)にまたがりますので、御了承ください。

片側2車線あって、路側帯も広くとってあるため非常に道幅に余裕のあるグリーンベルトなのですが、これは昔土別の火災があった、それを教訓として延焼を防ぐ意味合いも持っていると聞いております。ですが、冬の間もこの車線数を死守しなければならないほどの交通量が果たしてあるのか。道幅の確保の代償として中央分離帯上に最高3メートル以上の雪が堆積されて、それはグリーンベルトを横断したり右折するときの危険要因になると同時に、もう一つ、

沿道の住民の方がやっぱり自宅前の雪を中央分離帯に寄せてしまう一因にもなっていると思います。目の前に広いスペースが広がっていて、いずれ除雪車が積んでくれるとそういうふうになると、やはり住民感情としては雪を出したくなるのかもしれませんが。

そこで、私から提案いたします。

積雪期は片側1～1.5車線、交差点付近のみやや広くと、そういうメリハリをつけた道幅によって、中央分離帯への雪積みや沿道住民の雪出しもある程度緩和できるのではないかと私は考えていますが、どのような御見解でしょうか。

このテーマで最後の件ですが、グリーンベルトという愛称があるとおり、中央分離帯は草地または並木が植わっております。しかし、雪入れや雪積みによって並木は育たず、かといって全面芝生にするでもなく、はたまた東広通りのように遊歩道やウォーキングコースとして整備されているわけでもなく、まことに中途半端な存在になっている、そこに疑問を感じています。

ところで、少し話は変わりますが、市長マニフェストの1項目に、「高齢者や子供たちの憩いの場として、樹木のあるミニ公園を街なかに設置します」と書かれていることに私は注目しておりました。前回の一般質問では、それよりもまず児童が遊ぶ公園の融雪期の整備迅速化をと一席ぶったわけですが、樹木のある公園をと市長がわざわざ断っている意味合いは非常に理解できるのです。思えばこの100年、北海道では木を切ることがすなわち開拓、開発でありました。市街地では、落ち葉が迷惑だという苦情が出ることも普通にあり、私たちは果たして自然の豊かなところに住んでいるのかどうか実は疑わしくなります。北星保育園が改築開園した数年前も、何の木もない、樹木もない、照り返しの強いところに園舎も駐車場もあることに少々驚きました。

牧野市長御自身は開拓110年を経た今、樹木を植えることへの転換を考えておられると拝察する次第ではありますが、ならばミニ公園整備に先んじ、土別のランドマーク的道路でもあるグリーンベルトについて杜の都仙台市の定禅寺通りや札幌の大通りにも負けない並木道をつくつたらいかかと思うのであります。しかし、今後も今のまま中央分離帯に雪の堆積を続けていくなれば並木の充実は両立できないことは明らかなのですから、樹木の整備はあきらめて、むしろ一面草や芝などにするほうがよいわけです。この点、今後いかにしていくかの御見解をお伺いいたします。

以上、グリーンベルトの事例はささいな事柄に見えますが、実は今後の道路政策を人に優しくするのか、それとも車優先でこのままいくのかとそういう側面、それから自然と町並みという側面、その2つの側面から今後のまちづくりのかなえの軽重を左右するのだと、そういう側面があることを念頭に御答弁をよろしくお願いたします。

それでは、第2のテーマに移ります。来年度の予算編成と市長マニフェストに関連した質問をいたします。

冒頭に触れましたとおり、来年度予算の編成に当たって、政府の方針や陳情への対応が大きく変化し甚だ流動的で、市政としていかに対処していくのか細心の注意が必要です。少なくとも

も前例主義、前例踏襲だけでは済まなくなっており、既に11月4日に市長から部課長に示された方針の中でも、「前例踏襲によることなくコスト意識を持った事務事業の見直し、優先順位による厳しい選択と集中による事業再構築」と指示されています。ともあれ、柔軟な発想で予算要求及び編成を行っていただきたいものですが、まず第1点として、編成に当たっての理念をいま一度お伺いいたします。

2点目ですが、そして、せっかくの市長マニフェストが政権交代のあおりで余り実現できないということになってはかえって困りますので、以下、具体的な提案かたがた述べたいと思います。

として、牧野市長が「やさしいまち」の実現を、なかんずく「子育て日本一」をなぜマニフェストの冒頭に掲げたのか、意義を再確認しておきます。

ですが、その前に一つ教訓を挙げますと、それは恵庭市の前市長、中島興世氏に起こった一連の事実です。中島氏は子育て関連施策に大変力を入れ、今土別でも行っているブックスタート事業の日本における先駆者として知られております。その反面、職員の不祥事等をうまく解決できず、それが市議会でのたびたびの問責や先月の落選につながったと言われています。しかし、私の後知恵ではありますが、子育てがすべての基礎であるという理論武装が中島氏にいま一つ弱かったこと、その理念で議会を、そして全恵庭市民を説得し切れなかったことこそ再選が成らなかった要因であったと私は考えています。

子育ては、基幹産業以前の問題なのです。例えば土別市の基幹産業が農業であることは万人が認めますが、その農業だって担い手後継者がいなければ存続しないのもまた自明の事実です。したがって、農業関連の直接的な政策の重要さと同時に、将来の農業後継者育成につなげていく視点で子育て施策を行っていくことも、これまた重要であります。そして、その重要性は農業・工業・商業という産業分野を問いません。

近年では、どの産業分野でも担い手育成の各種事業が行われ、予算づけもされています。しかし、これほど情勢が流動的なのですから、担い手とか後継者の育成についても初歩的な事業を子育ての段階から組み込んでいく、そして、従来の10代、20代の青年層を対象とした担い手育成事業へと体系的につないでいくことが市政の最重要課題として浮かび上がってくるわけです。

つまり、私からの提案としては、第1点として、子育て支援のメニューとして将来の担い手育成、後継者養成を視野に入れた初歩的な事業を行う、第2点、間もなく新設される（仮称）子育て応援室の仕事の一つとして、成人に達するまでの切れ目ない担い手育成支援プランの体系づくりをする、以上2点が私からの提案なのです。

もっとイメージがわきやすいように具体的に表現してみます。子供というのはとても不思議なもので、お店屋さんごっこをやらせると「安いよ、安いよ」などと呼び込みを始めます。物が売れると「はい、100円です、50円にまけてやるかい」などと対面販売を想定したコミュニケーションをとって遊びます。今の土別で考えてみてください。日常の買い物がほとんどセル

フサービスのスーパーであり、無言で物をかごに入れるだけなのが現実です。しかし、子供たちの遊びぶりを見ていると対面販売があたかも本能に埋め込まれているかのようです。

私は、その本能から着想を得て、こんな担い手育成が思いつきました。例えば、空き店舗を使って本物のお店屋さんごっこを体験させる。土別でもこども店長が出現と、そんな事業が子育て支援メニューの一つとして発想できます。考えてみれば、子供は、子供銀行のお札を使って買い物ごっこをするのが好きですし、今キッザニア東京という一種の職業体験テーマパークが子供と親たちに大人気なのであります。

商店街活性化のメニューは、実際のところさまざま存在します。しかし、子供に対面販売体験をさせる事業があるなら、そしてまた、自分の子供が店長をやっているというなら、さすがに親も商店街に買い物に行きます。ですから、これはかなり有望な事業なのではないでしょうか。これを子供の発達段階、年齢に段階的に応じた事業にしていけばいいのだと思います。そして、既存の担い手育成事業へとつないでいくということを提案いたします。

農業分野も同様であります。保育園・幼稚園児段階なら初歩的収穫体験を、小学校低学年なら除草など作業も、高学年であれば栽培全般を、中学生なら若干経営的な要素もというふうに農業体験に段階を設けて体系を組み立てていき、その体系全般を一つの関連事業として考え予算づけしていくのはどうでしょうか。

そして、繰り返しますが、市長マニフェストの重点項目、子育て応援室の仕事の一環とはこういった事業を次々と立ち上げていくこと、または市民が立ち上げる手助けをすることにあるのではないかと考える次第です。

以上、提案した次第ですが、この点の認識を特に市長にお尋ねしたく思います。

最後の点です。農・商・工の担い手、後継者育成とはまた項目を改めて、医師の育成について述べたいと思います。

市長は、11月29日日曜日に行われた牧野勇司さんと市民の集いのあいさつにおいて、北海道大学附属病院に医師派遣継続と増派の打診に赴いたが、とても難しい課題だよと話しておられました。引き続き派遣要請をしていただきたくと思いますが、しかしながら、医師はもはや土別から生み出すという覚悟をして取り組むしかなくなってきたと私も思っております。

したがって、子供が小さなうちから生命に関心を持つような子育て支援を行う、そういった事業を行う、そして、高校に入った段階でもう大学の医学部志望がはっきりしているような生徒には旧来の土別市奨学金をパワーアップしたような支援を行って、ぜひとも土別市民の医師にふるさとの医者になってもらえるよう全力で養成しなければならないと思います。ということではですね、仮に今養成を始めてもお医者さんになるには10年かかる。ですから、これはとにかく急いで、土別から医者をとというふうに発想を切りかえて、すぐに取りかかりましょう。この点、医師不足解消にほかの切り札があるのかないのかを含めて、御回答をぜひともお願いしたいと思います。

それでは、これにて私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、来年度予算と市長マニフェストの医師確保等も地元から養成する着想について御答弁申し上げ、農・商・工の担い手対策も子育て支援と考える発想、人にやさしい道路と交通安全に関する御質問については担当部長からそれぞれ答弁申し上げます。

最初に、地元出身者の医師の養成を進めてはとのお尋ねであります。

医師不足につきましては、首都圏や大都市圏など一部を除いて全国的な問題であります。平成22年度には大学医学部の入学定員を360人増員するとともに、道内においても医育大学の定員を17人増の344人とするなど、道内の地域医療を担う医師の確保対策が講じられているところであります。また、北海道教育委員会では、将来における北海道の地域医療を支える人材の育成を目指して、昨年度から、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業により北海道内の医育大学における道内出身者の割合を高める取り組みを行っております。

具体的には、近隣の旭川東高校など道内9つの道立高校を医進類型設置高校に指定し、医学部進学を目指す生徒に対するきめ細かな学習支援や指定校を中心に道内医育大学と連携して、先生方の講義や講演を通して医療への関心を高める高校生メディカル講座の開設、更には夏休み期間中に、医学部進学を目指す道立高校の生徒を対象に宿泊つきのセミナーを行うメディカルキャンプセミナーを開催し、学力の向上を図っているところであります。

そこで、地元出身の医師を養成するための方策として、小さいときから命への関心を持つことに対してのお話がございました。市立病院では、昨年から現在まで都合24回にわたって市民の皆さんを対象に病院出前講座を開催しておりまして、これまで病院長、副院長など医師のほか看護師、検査技師などの医療従事者が講師として対応をいたしているところであります。このようなことから、小中高校生を対象に、命に関することや医療に関する興味・関心を高めていただくための手法について教育委員会などとも今後協議をいたしていきたいと存じます。

また、将来医師を目指す高校生に対する奨学金制度の創設について御提言がございました。現行制度の奨学金の貸与につきましては、経済的理由により学費に乏しい方を対象要件といたしておるのが現状であります。ただ、医育大学に進学された学生に対しては、医師修学資金貸付制度がありますが、医師を希望される高校生に対しての支援策につきましては、医育大学への進学が大変難しいこともあり、希望がかなわなかった場合のことも考慮しますと多くの課題が考えられますので、制度を研究いたしてまいりたいと存じます。

医師になるためには、個人の資質や能力の問題もあり容易なことではありません。仮に医学部に入学されたとしても養成にはおおよそ10年を要すると言われておりますだけに、現在行っている医師確保対策に全力を挙げてまいりたいと存じます。

そこで、医師確保対策での切り札はとのことでありませぬけれども、今年に入って3人の医師を確保いたしたところでありますが、そのうち2人につきましては、基本的には大学医局を通じて赴任していただいたところであります。

市立病院の医師不足につきましては、平成16年度に導入された新医師臨床研修制度が原因の一つになったところでありますが、この制度につきましては、21年度募集分から、これまで以上に大学病院での臨床研修医を増やすよう制度の見直しが図られたところであり、旭川医科大学でもマッチングで臨床研修医が9人増えたとの報道もありますので、今後も大学医局との連携を基本に、引き続き医師確保を目指してまいります。

更に、医師確保のためには、内視鏡センターの拡充のように医師に魅力のある病院づくりを進めることも重要でありますし、民間の医師紹介事業者を活用することや市民からの医師に関する情報につきましても昨年に引き続き提供を求めてまいり、将来の医師の確保を目指した医師修学資金貸付制度でも、現在2人に貸し付けを行っているところであり、今後ともあらゆる手段を講じて必要な医師の確保を目指してまいりたいと存ずる次第であります。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、農・商・工の担い手対策と子育て支援についてお答えいたします。

本市の農業・商工業の担い手としての後継者につきましては、今日的な経営環境の悪化などを要因に減少傾向にあり、今後の本市産業の振興を図る上において、その確保・充実が肝要なこととなっております。このため、地域の産業や仕事の尊さと重要性について認識理解を深めるための子育て支援を行い、そのことで本市の担い手となる子供を育成していくことが重要であると考えております。

そこで、こうした担い手対策につきまして、将来後継者育成につなげていく視点で子育て施策を行ってはどうかとのことについてであります。

本市では、こうした将来の担い手となるべく子供の育成の観点から、子供たちが農産物を育てる苦勞と収穫の喜びなどを感じながら本市の基幹産業である農業への理解を深めてもらうため、市内の全小学校に対し農業体験学習への支援をいたしているところであります。また、こうした子供たちの体験や活動を広く知ってもらうために、しべつまるかじりフェアにおいて活動のパネル展示や体験学習の発表を行っているところであります。

また、学校の職場体験等の取り組みといたしまして、まず小学校においては、地場の農産物を活用した特産品を製造している工場や市役所、消防、警察署などでの社会見学を実施するとともに、農家の協力を得て、稲作及び酪農等の体験のほか校内に菜園を設置し、野菜栽培なども行っているところであります。更に中学校では、市内小売店や幼稚園、高齢者福祉施設などで職業体験などを実施しておりますし、高等学校におきましては、地元就職し地域の担い手となるべく、小売業やサービス業、製造業など多岐に及ぶ各事業所と連携した就業体験を例年実施いたしているところであります。

このような体験等の授業は、近年子供たちの仕事への関心が希薄になる中であって、地域産業におけるさまざまな仕事を体験を通じて学ぶことであり、大変貴重で意義深いことである

すし、担い手対策としても極めて効果的で重要な取り組みであると考えますので、今後とも引き続き推進するとともに、御提言の商店街空き店舗を活用した子供の対面販売の体験授業等につきましても商店街振興組合などとその可能性について協議いたしてまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げましたような本市における職業体験や担い手対策について、（仮称）子育て応援室の業務として実施してはどうかとのことについてであります。子育て応援室の業務は、少子化や核家族化が進行し市民生活が変化している中で、これに伴い地域の子育て力が低下している現状から、地域の将来を担う子供の健全な育成を図り、生まれてから成人になるまで切れ目のない子育て支援を推進しようとするものであります。

その内容といたしましては、市長のマニフェストに基づく創意性のある独自政策とあわせて地域の協力も得ながら、市民全体で子育てを応援することのできる環境づくりに取り組まなければならないものと考えております。このようなことから、お話しの各種体験事業を通しての担い手育成、後継者養成といった子育て関係の業務について、今後、応援室としてどのような対応が可能なものか検討いたしてまいりたいと考えておりますが、まるかじりフェアのように地産地消や安全な農産物の提供といった農業振興を目的に取り組むもの、また小中学校の行事として教育振興の観点から取り組むものなど、それぞれ事業の趣旨に沿って経済部、教育委員会等が実施しておりますので、これら子育て支援の取り組みについては、その全部を子育て応援室で実施するというのではなく、庁内各部との十分な協力・連携のもとに推進いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、グリーンベルト右折車の交差方式及び信号機のない横断歩道についてお答えいたします。

まず、市広通り、通称グリーンベルトの構造についてであります。全幅員36メートル、両側に4.5メートルの歩道、2.5メートルの停車帯、6.5メートルの2車線の走行幅員と9メートルの中央分離帯を有しており、また、交通量についても平成15年8月19日、平日に12時間の調査結果、交互通行車両を合わせ3,804台でありました。この路線は、市内路線の中でも交通量が多いほうであり、重要な幹線道路としての位置づけとなっている道路であります。

そこで、交差点における車両の右折方法については、道路交通法第34条第2項の規定により、「自動車が右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ交差点の中心の直近の内側を徐行しなければならない」とうたわれております。また、同法第36条第2項の規定では、「車両等は交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、またはその通行している道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない」とされております。

お話のありましたグリーンベルトの右折車両の交差方法も同法の規定により、交差点の中心の直近の内側を徐行し通行することになっておりますことから、今後、土別警察署と路面に誘導するための表示について協議をしながら交通安全の対策に努めるとともに、歩行者への安全教育につきましても幼稚園、保育所、小中学校はもとより高齢者の方への交通安全教育に努めてまいりたいと存じます。

次に、信号機のない横断歩道については、歩行者は交差点の直前で必ず一度立ちどまり、交差道路状況の安全を確認して渡ることとされております。現在、グリーンベルトにおいては信号機のない横断歩道が4カ所あります。歩行者の方は十分安全確認を行いながら横断し、また、車を運転される方は横断歩道で横断しようとする歩行者を見かけたら必ず一時停止しなければならないとされており、危険行為があることは大変憂慮するところであります。

交通安全の基本は、交通ルールを守ることは当然ながら、特に歩行者に対する思いやりを持つことが肝要であり、これらのことが交通事故の抑止力につながるものと考えております。グリーンベルトは幹線道路として整備されており、現在50キロの速度規制になっておりますが、今後、これら速度規制や青信号の点灯時間を長くすることにつきまして、全体的な交通体系もありますことから土別警察署と協議してまいりたいと存じております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、冬期も片側2車線を確保する必要性の有無と沿道住民の雪かき及び並木の保全・充実についての御質問にお答えいたします。

最初に、冬期も片側2車線を確保する必要性の有無についてのお尋ねがございました。

まず、広通りの冬期間における交通量についてであります。ただいま市民部長から御答弁申し上げました平成15年8月以外には交通量調査を実施していないため、具体的な台数は把握しておりませんが、国道や主要な道路での例で申し上げますと夏期の交通量に対し1割から2割の減少となっている場合が一般的でございます。本路線につきましても同程度の変化があるものと推測いたしているところであります。

また、中央分離帯への堆雪についてであります。お話のように例年積雪が増加してくる1月中旬以降には相当な高さとなっている状況であり、交差点の危険要因の一つとなっておりますことから、本年第1回定例会におきまして柿崎議員の御質問にお答えしておりますとおり、見通し確保のためシーズン2回の排雪作業を行うと同時に、通常の除雪時にも見通し確保を図ることで交通安全に対し留意しているところであります。

幹線街路の幅員構成要素につきましては、道路構造令及び北海道都市整備事業実務要領に基づき決定しているところでありまして、多雪地域におきましては中央帯、停車帯及び歩道の植樹帯を堆雪幅として計画し、降積雪時においても一定程度の交通機能が得られるよう幅員を考慮し、冬期車道、冬期車道路肩及び冬期歩道の確保ができるよう計画することとなっております。本路線もこれを基本に整備してきたところであります。除雪方法につきましても、現在

の中央帯や植樹帯に堆雪する方式となります。十数年前まで、駐車帯あるいは歩道側に堆雪する方法を初め、幾つかの方法を試行いたしましたけれども、民地からの出入りが危険であるなど苦情も多くありまして、中央帯への堆雪を中心とする現在の方式となった経過がございます。

このようなことから、御提言のありました積雪期は車線を減少し、交差点付近のみ広くするというめり張りをつけた道幅とする除雪方法につきましては、中央帯の堆雪高さは幾分抑えられることとなりますが、その分幅が増大し、横断する車両や歩行者に対し交通安全上の問題発生のおそれも危惧されることでありまして、駐車車両により更に幅員が狭くなった場合においては、通行の支障となることに加え事故発生の危険も増加するものと思われまして、現在行っている除雪方法が現時点では最も有効なものと考えているところであります。

次に、沿道住民の雪かきについてであります。原則的には道路へは雪を出さないようお願いしているところでありまして、広報やチラシなどによる啓蒙・啓発や道路パトロールの強化により取り組んでいるところであります。しかし、堆雪スペースの不足などから完全には守られていない状況でございまして、道路への雪出しはなかなか減少していないのが現実でございます。また、幅員が狭くなることにより雪を出す方が減少するといったことは完全にはなくなるというふうな考えもございまして、車線減少による交通障害のおそれは更に増大するのではないかと考えられるわけでございます。これらのことから、冬期間につきましても幅員の確保は必要なものと考えているところでございます。なお、今後におきましても安心・安全な冬道の確保に向けた取り組みに努めてまいりたいと存じます。

次に、並木の保全・充実策についてであります。お話のとおり広通りの中央帯は、東広通りのように公園としての機能は考慮していないため、憩いの場としての緑地帯整備ではなく、お話のありました対火災などの延焼防止や対向車を分離することでの交通事故防止及び冬期間の堆雪スペースとして整備したものであります。また、植栽につきましては、大気浄化や騒音の緩和、暴風、視線の誘導、修景及び環境保全などについての効果も見込まれますことから、その機能や果たす役割は大変重要な道路施設であると認識しております。

本市の道路植栽は、都市計画街路の18路線中12路線のほか市道8路線に整備しているところであります。広通りにつきましては、プラタナス、オンコなどの高木を中心に中央帯にも整備してまいりました。しかし、供用開始から38年を経過しており、雪の影響や病害虫により一部についてはやむを得ず伐採整理した状況もございまして、この間の維持管理につきましては月1回の芝刈り実施及び街路樹の下枝切りを年2回ほど、剪定につきましては一定の作業基準に基づき、路線ごと計画的に実施して保全に努めているところであります。新たな植栽や枯れ区部分の補植等につきましては、今年度地域活性化・生活対策交付金事業により中央通り及び宮下通りを中心に110本補植したところであります。今後も公園や街路及び中央帯を含め計画的な実施に努めてまいりたいと存じます。

今後のまちづくりを左右する道路政策のあり方につきましては、「人にやさしい道づくり」を目指すことを基本に取り組んでいるところであります。車にとっても障害となるような整

備手法は避けなければなりませんし、雪対策と並木充実につきましてもできる限りのバランスを保ちながら整備を進めることが北国としてのまちづくりの基本方向であると考えております。こうしたことから、憩いの場としてのミニ公園整備を初め既存公園や既存街路樹の再整備も含め、雪処理との両立が図られるような維持管理並びに整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 国忠崇史議員。

3番（国忠崇史君）（登壇） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

横断歩道についてなんですが、市民部長のほうからも答弁で、子供やお年寄りだとかの安全教室に、交通安全キャンペーンというか啓発あるいは交通安全教室に力を入れていくということの御答弁をいただいたんですが、正直言いましてですね、交通弱者へのキャンペーンじゃなくて、私は、交通強者へのキャンペーンが必要なんじゃないかと申し上げているんですね。それで、どういう市町村があるかというところの話で、わざとS字カーブをつけたり、減速用のブロックを埋め込んでいる市区町村があるよというお話をしたんですね。

やっぱり経済と同じで、強弱があるところをそのままほうっておくと弱肉強食になるわけですよね。車を運転している人へきちっと教育・啓発を行わないと、交通弱者に幾ら横断歩道で気をつけなさいと言ってもそれはやっぱり限界があるので、やっぱり強いほうのドライバーにこれはしっかりと啓発を行いたい。例えば、最近もう飲酒運転なんかもすごく厳罰化していますけれども、横断歩道についても、信号機のない横断歩道だってやっぱりこれはだれか渡ろうとしている人が歩道で手を挙げたり身を乗り出していたら絶対にとまらなきゃならないということドライバーに言わなきゃならないんであって、決して交通弱者にああしなさい、こうしなさいということでは私はないんじゃないかなと思うんですね。その点の認識をお伺いしたいことが1つ。

ちょっとそれに関連しますが、子供の行列を連れて歩く機会が私多いもので、実は国道40号線の同じような横断歩道を渡ってみたんですね。北のほうですけれども、北星信金士別北支店と旧士別プリンスホテルの間に信号のない横断歩道がありますよね。もう1カ所、旧士別土地改良区の前に信号のない横断歩道がありまして、市長選のときに結構人が渡っていましたよね。

国道のほうで、こうやって意思表示さえすれば、かえって渡りやすいんですね。どうしてかということをも3つ挙げますと、1つは、やっぱり国道40号線というのは市街地は時速40キロ制限なんですね。だから、基本は40キロで走っているから、渡ろうとしたらやっぱりとまってくれる、それから、さすがに国道ですから交通量が多くて、冬でも横断歩道の白線が見えるんですね。もう1つ、したがって、交通量が多いからつるつる路面になかなかかなりにくいということで、よく買い物帰りの高齢者の女性なんかで、買い物を入れた袋、何とかか乳母車みたいなベビーカーみたいなのを押して歩いていらっしゃる方がおられますよね。非常につるつる路面を苦労して渡られている光景を見るんですが、そういう方でも国道をちゃんと意思表示

して渡れば、渡れるんですよ。

だから、私は、やっぱり国道よりも土別市の道のほうが危険で渡りにくいというのはちょっとこれは問題あるんじゃないかというふうに、どちらとも安全なのが一番いいんですけども、やっぱり市の道路は国よりももっとこういう安全策をとっているよというぐらいじゃないと非常に不満を覚えるんですが、その辺の御認識ですね、もしいただければお願いしたいと思います。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

まず、グリーンベルト、市道広通りの横断歩道の関係、速度規制についてでございます。

現在行われております速度規制50キロにつきましては、国家公安委員会のほうで速度規制を実施しているところでございますので、国道が40キロということで比較的安全に渡られている実態もありますとの御指摘でございます。私もそのように50キロと40キロでは40キロのほうが歩行者にとってはより安全であることは言うまでもございませんので、ただ、規制につきましては、道路管理は市道でございますけれども、速度につきましては権限が委員会のほうになってございますので、土別警察署を通じて実態について御説明をし、協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それぞれ園児の方が渡られるときにつきましては、こういった速度規制あるいは青色の信号の長さについて先ほど御答弁をさせていただいたところでございますけれども、グリーンベルトにつきましては中央分離帯もございますので、こういった中での交通安全教室でのお話をさせていただいたところでございますが、もちろん弱者のみならずドライバーとして運転免許証を持っている人、私も含めて運転者自身が注意をしながらマナーを守り、法規を守り、運転することが大切でございますので、機会をとらえまして交通安全の各関係団体等でも国道等におきましてキャンペーンも実施しているところでございますが、グリーンベルト周辺におけるそういった取り組みができないのか、関係団体とも今後協議をしてみたいと存じているところでございます。

また、他市におけますハード面での整備につきましては、現在、グリーンベルトが整備されてからかなり年数もたっておりますけれども、白線等の見えにくい部分あるいは標識等については随時予算の範囲内で補修をいたしているところでございます。更に進んだ路面の形状に対する表示等につきましては、予算の関係もございますことから、またあるいはそういった表示をすることによりまして、なれている、最初から設置をされている道路ということでもございませんので、交通安全面のことも検討しながら、建設部とも協議をしながら、そういったことが可能なのかなど協議をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 21番 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 第4回定例会に当たり一般質問をいたします。

初めに、国の農政転換と事業仕分けについてであります。

さきの衆議院選挙において、民主党が掲げた政権公約の一つである農家の戸別所得補償制度の中身が見えてまいりました。

この制度は、農産物の販売価格が生産コストを下回った場合、その差額を補てんするという制度であり、来年度より、米生産農家全国で180万戸を対象に、そのモデル事業が実施されます。欧米では早くからこの制度が行われ生産拡大に効果を上げておりますが、注目をしたいのは生産コストに家族労働費を正しく積算されるかでありまして、全国の農業者にとってこの制度は大きな農政転換であり、生産現場では大きな関心と期待を持っているところであります。

これに加えて、2つ目の政策転換が米の転作に対する助成であります。今日までは産地確立交付金として全国で1,890億円が用意され、士別市の場合、生産性向上加算を含めて、10アール当たり麦4万5,000円、大豆が4万3,000円、加工食用バレイショ4万1,000円、小豆、てん菜、野菜が3万6,000円を受けることができます。

新制度は、この交付金を廃止し、新たに水田利活用自給力向上事業を新設し、転作物物に対する助成を、麦、大豆は3万5,000円に減額、ソバ、菜種、加工米2万円、新規需要米8万円を設け、その他すべての転作は1万円と大幅に引き下げられました。水稻作を有利に進めようとするものであり、この結果、過剰米対策は一向に進まず、米価の下落を招くだけであります。

特に深刻なのは、全面転作農家やてん菜作付減少による日甜士別工場の今後の方向や国営農地再編整備事業における通年施行農家の休閑緑肥2万3,000円が1万円となれば、関係農業者の所得と生活に大きな影響が出てまいります。北海道の試算によれば来年の転作交付金は288億円と予想され、約121億円の減となります。転作率の高い士別市において、転作生産維持が困難となり、そして本市における平均的な転作関係交付金24億5,000万円は、今年の作付で試算をしているとどこまで落ち込むことになるのでしょうか。試算を示していただきたいと思えます。

2010年の予算編成の時期を迎え、こうした農政転換の予算案が厳しい財政事情の中、財務省の聖域なき査定で政権公約も予算圧縮の方向を打ち出し、急激な農政転換に生産現場は戸惑いが出始めているのであります。政権交代によって農政に大きな期待をし、担い手確保は前進すると思っただけに、このまま決定されれば地域の農業振興も困難となり、本市に及ぼす影響は極めて大きいと言わざるを得ません。どうぞ牧野市長が先頭に立って、関係自治体とともに国に向けて強い運動展開を求めたいと思えます。

次に、関連して、農業関係の事業仕分けでほぼ要求どおりになったのは中山間地域等直接支払制度の運用であります。中山間地域等直接支払制度の運用について何点かお伺いしたいと思います。

さきの決算審査でも質問をいたしました。本市では、約2億3,000万円の交付金を集落連合基金と地区の共同取り組みに配分し、全市的な農業・農村の底上げに活用しております。最

近、農業者の声として、安全・安心な農産物を生産する上で、農薬の飛散が原因と思われる農薬成分が禁止されている農産物から検出され、信頼される農産物の生産や販売と拡大に大きな支障になっていることがJA関係者からも聞かれます。時には農産物の返品や大きなペナルティーを受けることもあります。飛散が原因と思われる中に、粉剤による殺虫殺菌剤の成分が風によって運ばれ、周辺の野菜や小麦にまで農薬がかかってしまうことが考えられます。対策が急がれる中で、JA北ひびきにおいても来年度から対策プロジェクトチームを立ち上げると聞いております。

この課題の解決策としては、粉剤の地上散布にかわってリモコン小型ヘリによる水和剤の空中散布が効果的と言われております。水稻、畑作物、野菜など広く今行われておりますが、ネックになるのが散布コストが高いということでもあります。そういうことで多くの農業者まで広がらないのが現状であります。そこで、私はこの機会に、中山間地域等直接支払交付金の活用に空中散布助成を新たに加えるべきと思うのであります。このことを通じて、安心・安全な農産物が本市農業振興にこの交付金が大きく機能すると思うのであります。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、多寄小中学併設校について伺います。

現在の多寄小は、昭和44年に落成してから40年間、860名の卒業生を送り出し、新築当時、280名の児童が在籍しておりましたが、今は25名であります。19年の耐力度調査の結果、危険校舎として認定され、多くの教育関係者と議会の皆様方の御理解と御協力で間もなく新校舎の落成を迎えることは、地元の一人として心から感謝を申し上げたいと思っております。

多寄中学校との併設校であり、体育館、グラウンド、理科室、家庭科室、音楽室などを共有することとなり、3学期から新校舎での学習を目指し準備中ですが、そこで、併設校のために何点か学校から課題が出てまいりました。

例えば建物関係では、体育館のバスケットゴールが中学生用のために、45センチ低いゴールが必要となった、また、小学校での学習用具や備品の格納に十分なスペースがとれない、通常ある体育館に、校歌・校訓のパネルや校章の掲示位置、更に22年度に行われる外構工事として、校門、駐車場、駐輪場、遊具施設、周辺の緑化に加え、中学校との間の中庭を高齢者との交流の場とする学校からの提案も要望されておりますが、この辺の取り扱いはどうなるのでしょうか。2年後に予定されている全国へき地教育研究会における分科会会場にも予定されているようであります。当面の建物環境の対策についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、市内初めての併設校となるわけで、どのような教育効果が期待できるかも関心の高いものであります。

先日12月6日、併設校ではありませんが、中多寄小学校で吹奏楽による音楽コンサートに参加する機会がありました。児童が楽器に触れ合い、児童全員が参加する合同演奏や指揮者体験など16人の小規模だからできる教育環境を多くの保護者とともに参加させていただきました。今後、合同授業参観、体験授業、合同運動会、各種発表会など新しい取り組みがなされると思

いますが、全国的に進む併設校であります。今後、士別市のこうした改築の考え方と初めての併設校に対する期待とか思いをいただきたいと思います。

最後に、食育推進計画の進捗についてであります。私の質問が初日の柿崎議員の質問と多くの部分で重複をしておりましたので、1点だけ質問させていただきたいと思います。

20年第4回定例会で、食育基本法制定に伴う士別市の食育推進計画について質問いたしました。子供たちの健全な成長に食の乱れは心配であり、家庭内においても個食や外食、弁当、総菜の増加による栄養の偏り、食品の偽装などで、改めて生きる上での基本として食は自由であるということから何点が質問いたしました。

今改めて思うことは、真に食育という言葉の意味も含めて、食に関することで家庭、学校、食の生産者、加工業者、飲食店、流通業者などの皆さんに理解と協力がいただけるものか、加えて、役所が個人の食について、こうなさい、これはだめ、これはよい、これは危険だと言えるものではないと思うのであります。しかし、そうはいつても計画は今つくられていると思いますが、どういった手法で市民の皆さんに浸透させるのか、更にはアンケートの集約結果から、こうあるべきとか思いや願いだけの推進計画ではなくて、本当に実践行動できるものを示してほしいものと思うのであります。

私は、このような計画を取り組むことによって、幼児から高齢者まで心身ともに健康に生きられるような、総合計画にあるように日本一健康なまちづくりとなるように具体的な目標を設定し、例えば市民1人当たりの医療費がこのことによって幾ら下がるのかというような方向を目指した推進計画を願いたいと思うのであります。市民への周知方法と目標をどこに置くのかについてお伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） ここで午後3時15分まで……

（「議長、議事進行について」の声あり）

副議長（池田 亨君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） きょうは神田議員の答弁で終わるわけですし、傍聴者の方もいらっしゃる。私は、このまま引き続き答弁に入って、このきょうの本会議を終わるべきだと、わざわざ休憩時間をとる必要はない、こう思うんだけど、取り計らっていただきたい。

副議長（池田 亨君） ただいま斉藤議員から議事進行についての御発言がございましたが、この扱いについてお諮りいたします。賛成の方はいらっしゃいますか。

（発言する者あり）

副議長（池田 亨君） それでは、動議をそのまま受け入れまして、このままこの会議を続行したいと思っております。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

副議長（池田 亨君） それでは、牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 神田議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、国の農政転換と事業仕分けの戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力

向上事業について答弁申し上げ、中山間地域等直接支払制度の運用、食育推進計画の進捗及び多寄小中学併設校の目指すものに関する御質問につきましては経済部長、城守副市長及び教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

初めに、国が現在導入を検討しております戸別所得補償制度についてであります。

お話しのように明年度からは、食料自給率向上の前提となる水田経営の所得を安定させるとともに、水田を維持し、農家の方々が自給率向上に取り組める環境を整えるという観点から、まずは米の補償についてモデル事業として全国的に実施し、米以外の作物については23年度から実施しようとするものであります。加えて、戸別所得補償制度の関連対策として、これまでの転作等に係る助成制度であります産地確立交付金などを廃止して一本化し、新たな対策として、水田利活用自給力向上事業を創設し、ただいま神田議員のお話しのように作物ごとの助成単価が農林水産省から明らかにされたところでございます。

そこで、この新たな事業の導入により、これまでの産地確立交付金と比較してどの程度の減額になるのかとのお尋ねであります。

品目別の作付面積が平成21年度と同じと仮定いたしまして、農水省が示した交付単価を用いた試算で申し上げますと、交付額が減少する品目といたしましては、小麦は2割減少して3億9,100万円、大豆が2割減の3億9,400万円、その他の作物総体では7割減の2億4,800円となり、逆に増加する品目は、飼料作物が1割増の5億6,500万円となり、本年度の産地確立交付金予定総額22億5,700万円に対し、6億5,900万円減額の15億9,800万円となり、全体で3割の減少となるものであります。この要因といたしましては、本市では小麦や大豆の作付面積が多く、この単価が従来より10アール当たり1万円程度減少することが大きく影響しているものであります。

そこで、市としての考え方ではありますが、本市では転作制度が始まった昭和45年当時から減反政策に全面的に協力してきており、転作率も6割を超えている状況の中で、地域によってはお話しのように全面転作を行っている農家も多く、この転作に係る助成金の減額は本市にとって極めて大きな影響を受けるものと危惧いたしているところであります。

加えて、今回の単価の設定では、てん菜やバレイショ、野菜などの作物は、その他の作物として位置づけられ10アール当たり1万円の設定となっており、本市では、これまでこうした作物を輪作体系の中にしっかりと位置づけをしながら進行してきており、この示された単価で従来どおりの作付が確保されるのかどうか極めて憂慮される状況となっております。特に、お話しのとおりてん菜につきましては、本市に製糖工場を有していることから原料の確保が難しいとなりますと、本市経済に与える影響ははかり知れないものと考えられるものであります。

このような状況から、先般、北海道主催による戸別所得補償制度の現地情報交換会が本市において、JA北ひびき農協や稲作振興協議会、更には農協中央会、農民連盟、そして行政関係者の参加の中で行われ、市といたしましてもただいま申し上げた転作の助成体系に係る事項はもちろんでございますが、戸別所得補償制度全般に係る地域の課題・問題点についてしっかり

と申し上げた次第であります。特に、議員が心配されております生産費の算定基礎となります労務費については、8割の算定になっていることから、この算定を10割としていただくよう強く要望しているところであります。

こうした地域の声を受けて、全般、高橋知事が農林水産大臣に対し、本制度により北海道の担い手が意欲を持って農業に取り組める施策となるよう具体的な項目を提示して要請を行ったとうかがっておりますし、全国市長会においても農家が安心して生産できる制度となるよう具体的な内容を早急に明らかにするよう提言をいたしているところであります。更に、私も佐々木政務官にお会いする都度、この戸別所得補償制度については地域事情に配慮した制度となるよう要請をいたしているところであります。

今回の農政改革は、本市の農業に極めて大きな影響を及ぼすだけに、何としても本市の基幹産業であります農業と地域を守っていくため、刻一刻と変化する情勢の中で、常に情報の把握に努め、今後においても関係機関、団体とも連携をし、ありとあらゆる機会を通じてしっかりと地域から大きな声を発してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、中山間地域等直接支払制度の運用についてお答えをいたします。

中山間地域等直接支払制度は、現在2期目の対策期間として、平成17年度から5年間の取り組みが本年度で最終年となります。本市においては、これまで農業生産基盤の維持、集落や地域活動の活性化、更には生産性や収益の向上等を図るため、共同の取り組みを実施してきており、引き続き制度の継続を求めているところであります。今回の事業仕分けの対象事業となっておりましたが、予算要求どおりという結果にまずは安堵しているところであります。

そこで、議員から農作物への農薬ドリフト防止等に効果的な無人ヘリコプターによる農薬の空中散布について、中山間で新たに助成の取り組みを実施してはとの御提言がございました。農薬のドリフト防止は、本市で生産される農産物が消費者の求める安全・安心につながる産地の取り組みとして極めて重要であると認識いたしております。

作物から基準を超えて残留農薬が検出した場合は、自主回収し、更には出荷をとめざるを得ない事態となりますことから、本市では平成18年5月に導入された残留農薬基準を設定するポジティブリスト制度に伴い、土別地域農業振興連絡協議会を母体としてポジティブリスト対策会議を組織し、残留農薬事故等の未然防止に向けた生産者への周知や万が一事故が発生した場合の早急な対応について、普及センター、農協等関係機関との連携を密にして取り組んできているところであります。

また、地域での無人ヘリコプターの活用について、土別市集落では全体の取り組みにはなっていないものの、現在、上土別の川南、大成英郷、兼内の3地区と、武徳地区では地域への交付金を活用して、水稻、小麦、カボチャへの農薬散布を地元の事業者が発注し、その費用の一

部について助成を行っているところであります。このほか温根別地区では水稻、カボチャ、秋小麦の防除を実施するなど他の地域でも農家個々での対応もあるとうかがっております。ただ、農産物の防除を全面的に無人ヘリコプターで行うとなると、作物ごとに実施時期が集中することでの業者との調整や空中散布に適した薬剤の使用による負担増、更には隣接する圃場の作物への対応なども含め、課題もあるわけであります。

こうしたことから、次期対策での交付金の活用に当たっては、これまでの事業の検証をしっかりと行い、集落代表者会議や事業等検討委員会において協議をしてみたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、食育推進計画の進捗に関しましてお答えをいたします。

さきの柿崎議員にもお答えしたところでありますが、食は生きる上で最も基本となるもので、この充実を図ることが今強く求められているところであります。昨年実施しました食育アンケートの結果によりますと、市民の皆さんは食育についての関心度が非常に高く、その重要性を認識されていることが明らかになっております。

その理由としては、一般市民対象の食育アンケートの回収率が57%で、他市の同様な調査に比べ10ポイント以上高かったこと、食育についての認知度、関心度はともに80%以上であったこと、更にはアンケートの自由記載欄において、幼稚園、保育園や小中高生の保護者では回答者の36%、一般市民の方からは18%、全体では420件ものさまざまな意見や提言をいただいたことによるものであります。

計画策定においては、地域の食の現状や課題を明確にした上で、目標の設定や施策の展開へつなげていくことが必要であります。アンケートの結果や食育に関する現状の取り組みなどから、土別市の食育を推進する課題といたしましては、食育への関心と正しい食生活の機会、生活習慣病の予防・改善、地産地消の推進、総合的な推進体制の構築ととらえており、これらの課題に対処する食育の目標として、規則正しく食べること、食の大切さを理解した健全な食生活、地産地消の3点を掲げ、市民の食育に対する共通理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。また、食育の目指す方向を定めるとともに、計画の進捗・推進状況を客観的に評価する基準として、食育を実践している市民の割合や朝食を欠食する市民の割合など5～6項目の身近でより具体的な数値目標を設定する予定であります。

更に、計画を推進する上で、特に主要な取り組みを重点プロジェクトと位置づけし、朝食をとること、食の体験学習を進めること、バランスのよい食事と適度な運動による生活習慣病の予防・改善、土別の農産物を活用することをテーマとしながら、総合的、横断的にその推進を図りたいと考えております。このほか、市民の皆さんが主体的に行う取り組み、市が主体的に行う取り組みなどを体系化するとともに、年代別の取り組みなども明確にすることで市民全体がかかわりの持てる計画となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、計画の市民への周知についてであります。さきにも申し上げましたように、本計画は、市民にとってより身近で具体的な目標を持った計画となるよう作業を進めており、計画策定後においてはダイジェスト版を全戸に配布し、あわせてホームページや広報等への掲載、各種イベントなどを通じた広報活動により計画の周知に努めてまいりたいと考えております。

更に、食育に関するさまざまな情報や地産地消に関する情報の発信に努め、市民一人一人が食についての意識を高め健全な食生活を実践することにより、子供たちの健やかな成長やすべての市民が生涯にわたって生き生きと暮らすことを目指してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私から、多寄小学校・中学校の併設についての御質問にお答えいたします。

多寄小学校の校舎につきましては、去る11月30日に完成し、今月4日に検定、受け渡しを行ったところであります。今後、校舎の化学物質の濃度測定を実施し、来年、冬休み明けの3学期からは新校舎を使用する予定となっております。

そこで、お尋ねのありましたバスケットボールのゴールについてであります。中学校体育館に現在2面のコート有しておりますが、そのうち1面の高さを調節できるよう改修を行うこととして新年度予算に計上する考えであります。また、備品等の収納スペースにつきましては、新たに物置として使用するガレージを購入しておりますが、建物の共有部分につきましては、既存の収納スペースを整理し、両校で使用していただく考えであります。

次に、校歌のパネルにつきましては、体育館を両校で共有していただくため小学校の校歌についても掲示する考えですが、設置方法等については現在協議を行っている最中であり、設置のバランスについても配慮し整備を行う予定であります。

なお、校舎周辺の環境整備につきましては、校門、駐車場等の整備や周辺の緑化に加え、中学校との間の中庭をコミュニティー広場として平成22年度に整備する予定でございますが、コミュニティー広場についても両校で共有していただくことから、小学校と中学校の教員や地域の皆さんと協議を進めてまいりたいと考えております。

このたびの学校併設については、市内でも初めてとなる先進的な取り組みとして、既に本年から小中学校合同の運動会を開催しており、今後も体育館、グラウンド、特別教室の共有により、日常的に両校の児童生徒が交流する機会が増加することが予想されますので、学校の枠を超えてお互いへの思いやりがはぐくまれるとともに両校の教職員による連携が密になるなどの効果も考えられ、将来的には小中一貫となる教育に発展することも想定されるところであります。

今後、校舎の改築に当たっては、このたびの取り組みを踏まえ、それぞれの地域の実情等を勘案しながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時20分散会）